

# 病院・老人ホーム対策特別委員会会議録

平成18年10月19日(木)

(開 会) 10:23

(散 会) 15:13

## ○ 委員長

病院・老人ホーム対策特別委員会を開会いたします。

「病院・老人ホーム対策について」を議題といたします。

初めに、前回の委員会において要求がありました資料について、10月13日に執行部から提出がっております。この資料について、執行部の補足説明を求めます。

## ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

おはようございます。それでは、資料についての御説明を申し上げます。

まず、表紙の次のページをお願いいたします。資料要求でございますが、川上委員の方から、飯塚病院グループというのはどういうもので、概要がわかる資料、また楡井委員の方から、筑豊労災病院が設置された経緯を文章化した資料、次に、整形外科が休診になっているその後の患者さんの変動がわかる数字の資料、3番目に、地域医療振興協会が運営しております次の病院の実態と委託の経過、6病院でございます。4番目を、同じく6病院の収支状況の資料の要求がっております。

次に、1ページをお願いいたします。この資料につきましては、飯塚病院の方から資料の提供がっております。それでは、資料の説明をいたします。

医療・健康・福祉に関する地元飯塚市の負託にこたえるため、今般、飯塚病院を中心に関連法人である柏芳会記念福祉事業会及び医療法人博愛会にてグループを編成し、潁田病院、愛生苑を含めた一体的な運営を目指すことになっております。枠内でございますが、現在、飯塚病院との医師の派遣などを行っている病院として矢印で示しておりますが、潁田病院、柏芳会記念福祉事業会の田川新生病院がございます。潁田病院の医療は、医療法人博愛会に引き受けていただき、京都病院、老人保健施設博愛会と同じ博愛会内の医療機関と今後なります。

また、下の方でございますが、愛生苑の福祉につきましては、柏芳会記念福祉事業会に引き受けていただきまして、特別養護老人ホーム「ケアポート玄海」、軽費老人ホーム「ケアハウスはまゆう」、養護老人宗像緑風園と同じ柏芳会記念福祉事業会の同じ福祉施設となります。現在、飯塚病院、田川新生病院、京都病院は、定期的に院長会議を開催いたしまして情報交換を行っていることから、潁田病院医療群につきましても、四者協議に移行するとの予定となっております。下の方の資料に上がっておりますが、博愛会、柏芳会の理事長、田川新生病院の院長、事務長、京都病院の院長、事務長はすべて飯塚病院のOBで構成されております。

次に、2ページをお願いいたします。これにつきましては、労災病院の方からの資料提供がっております。沿革といたしまして、じん肺、一酸化炭素中毒、脊髄損傷等の炭鉱災害に対する地元で労災病院を誘致しようとする機運が高まりまして、昭和29年、福岡県は筑豊地区における労災病院の設立を労働省に要請しております。

このような情勢を背景にいたしまして、労働省では、翌年、30年の現地調査を行いまして、現地に労災病院を建設するということになっております。昭和34年の12月から診療が開始されております。以下は、経過を上げております。

また、次の3ページをお願いいたします。労災病院の特色が上がっております。

続きまして、資料要求でございます。5ページをお願いいたします。整形外科の休診、労災病院におきましては、平成18年4月から休診となっております。その今後の患者の変動についてという資料要求でございます。

1番目に、休診前の患者の推移といたしまして、平成18年1月から3月の入院・外来の1日当たりの患者数を上げております。平成18年の1月につきましては、入院が67名、

18年2月につきましては54.6人、18年3月には18.5人となっております。4月からゼロでございます。外来につきましても、1月は87.6人、2月は80.8人、3月は55.9人ということで、整形外科が休診となることが発表されまして、患者数の減少となっております。

次に、2番目の整形外科の診療を受けていた人で、3月まで内科やリハビリの診療を受けていた人が4月から受けられなくなった数ということでございますが、労災病院の方からの資料では、個別の理由がありまして、分析は不可能であるという回答でございます。現在、18年4月以降におきましては、入院患者は整形外科の入院患者が減少しておりまして、外来はリハビリの患者が減少しておるといふことの報告がっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。これにつきましても、地域医療振興協会から資料を提供していただいております。社団法人地域医療振興協会運営の各施設につきまして、直営と指定管理者との実態、また委託の状況をここで上げさせていただきます。

まず、石岡第一病院でございますが、実態としては、基本的には専門的な医療がわからず、日常よく見られる病気の診療を行いまして、専門医の治療の必要があれば、そばにいる専門医が見るといふ、総合診療方式で成果を上げておるといふことでございます。

下の運営委託等の経過でございますが、石岡市にございました民間病院を地域医療振興協会の病院として買い取り、直営で運営を始めておるといふことでございます。

次に、市立伊東病院でございますが、下の方の運営委託等の経過ということで、この病院につきましては、国立病院療養所の再編計画によって統廃合の対象となった国立伊東温泉病院が平成13年3月に伊東市に移譲されております。

次のページをお願いいたします。そのような状況から、平成18年4月1日から指定管理者による運営をなされております。

次に、横須賀市うわまち病院でございますが、運営委託等の経過のところ、これにつきましても、国立病院療養所の再編計画によりまして、経営移譲の対象となった国立横須賀病院が平成14年7月、横須賀市に移譲されております。指定管理者につきましては、平成17年4月1日から運営を開始されております。

次に、東京北社会保険病院でございますが、次の8ページをお願いいたします。この病院につきましては、社会保険庁が設置いたしまして、地域医療振興協会が管理運営する公設民営型の病院でございます。診療開始につきましては、平成16年4月22日からの開始となっております。

次に、市立奈良病院でございますが、運営委託等の経過につきましては、これも国立病院療養所の再編計画によりまして経営移譲の対象となった国立奈良病院が、平成16年12月、奈良市に移譲されております。これにつきましては、平成16年12月1日から指定管理者で運営が始められております。

次に、公立黒川病院でございますが、9ページをお願いいたします。この病院につきましては、黒川地域の行政事務組合によって運営をされていた公立黒川病院は、医師の不足と赤字経営により組合直営での運営が難しくなっております。指定管理者の運営による形をとることを決めまして、平成17年4月1日より指定管理者による運営を開始されております。

次に、10ページをお願いいたします。平成17年度の石岡第一病院における損益計算書でございます。

11ページをお願いいたします。この病院の決算でございますが、当期純利益といたしまして761万9,881円、当期末の処分利益といたしましては4億2,370万8,846円となっております。

次に、12ページをお願いいたします。市立伊東市民病院の損益決算でございます。これにつきましても、13ページをお願いいたします。下の方になりますが、当期純利益といたしま

して、決算は8,308万6,968円、当期末処分利益といたしまして9億3,369万3,448円となっております。

次に、14ページの横須賀市立うわまち病院の平成17年度の損益計算書でございます。これにつきましても、15ページをお願いいたします。下の方の当期純利益3億632万4,623円、当期末処分利益といたしましては4億1,080万5,478円となっております。これについても、黒字の運営がなされております。

次に、16ページでございます。東京北社会保険病院の損益計算書でございます。この病院は、先ほど申しましたように、社会保険庁による公設民営化で行っておる病院でございます。ほかに老健施設もございますが、ここの決算書では、病院運営に係る分の決算を上げさせていただいております。

17ページの下の方になりますが、当期純利益といたしまして、マイナスの9億1,342万1,371円、前期繰越利益といたしまして、マイナスの22億5,516万8,443円となっております。当期末処分利益といたしましては、マイナスの31億6,858万9,810円となっておりますが、この大きな原因といたしましては、当病院が平成16年の4月にオープンいたしまして、6病棟から始めるという計画でございましたが、2病棟からの開始となっております。その際に6病棟ということで職員は既に6病棟の280床のところでは雇用していたという経過がございます。その関係で16年度の人件費がかさみまして、患者数も少なかったことから、ここに上がっております前期繰越利益がマイナスの22億円となっております。これは人件費に相当するものでございます。平成17年の4月からは6病棟で運営されておりますが、その間、ことしの9月末では採算がとれるようになったというような報告をいただいております。

次に、18ページをお願いいたします。市立奈良病院の平成17年度における損益計算書でございます。19ページをお願いいたします。下の方に上がっておりますが、当期純利益といたしましては2,835万1,908円、当期末処分利益としまして4,627万6,260円となっております。これにつきましても、運営については安定しておるという報告でございます。

次に、20ページをお願いいたします。公立黒川病院の平成17年度の損益計算書でございます。21ページをお願いいたします。下の方の当期純利益といたしましてマイナス59万8,438円、当期末処分利益といたしまして、マイナス59万8,438円となっております。この病院につきましては、平成17年4月からの運営ということで、これから採算性がとれるということの報告を受けております。

以上で、簡単でございますが、資料の説明を終わります。

#### ○ 委員長

次に、10月の13日までに委員から事前通告のありました資料要求につきましては、資料要求通告一覧表をお手元に配付いたしております。執行部にお尋ねいたします。本書のとおり、資料は提出できますか。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

はい、提出できます。

#### ○ 委員長

お諮りをいたします。一覧表に記載しております資料については、要求することに御異議ございませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されておりますので、事務局において配付をさせていただきます。

( 資料配付 )

行き渡りましたでしょうか。ただいま提出されました資料について、執行部の補足説明を求

めます。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

それでは、資料についての御説明をいたします。

表紙の次のページをお願いいたします。川上委員からの資料要求分でございます。ナンバー1から11は、筑豊労災病院に関する資料でございます。12からは穎田病院または愛生苑の関係の資料につきまして御説明したいと思っております。

それでは、1ページをお願いいたします。まず、筑豊労災病院に係ります国や労働者健康福祉機構との交渉状況ということでございます。国につきましては厚生労働省、また機構につきましては機構ならびに労災病院との交渉の経過を上げております。平成16年の3月30日におきまして、労災病院の再編計画によりまして廃止が発表された後の経過といたしまして、16年の11月16日に労災病院の後医療に関する連絡会議の第1回が行われております。これにつきましては、厚生労働省、労働者健康福祉機構、福岡県、労災病院、穂波町において協議が行われております。

次に、2ページをお願いいたします。平成17年11月21日におきまして、筑豊労災病院後医療に関する労働者健康福祉機構との意見交換が行われております。この会議の中におきまして、9月26日の筑豊労災病院検討委員会の中で福岡大学の誘致の方針が決定したことが報告されております。

次に、3ページをお願いいたします。合併後におきます経過でございます。18年5月23日に労働者健康福祉機構の坂本理事、小鹿総部長、竹内課長との協議を行っております。内容につきましては、労災病院の存続、公的医療化の継続について、市長の方から要望をされております。また、18年5月31日におきましては、厚生労働省の労災補償部の労災管理課長補佐木幡氏との面談を行いまして、再度筑豊労災病院の存続について要望をしております。18年6月14日におきましては、労災病院の福間院長、同中野事務局長との懇談の中で、ここに上げておりますが、学校法人自治医科大学との社団法人地域医療振興協会についての内容の説明がっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。18年の8月8日でございます。厚生労働省への要望活動を行っております。これにつきましては、18年7月31日に福岡大学の誘致をすることを断念した後の活動となっております。要望内容といたしましては、国による筑豊労災病院の存続、廃止の撤回を要望、また公的医療機関としての後医療として残すことについて、市長の方から要望をしております。18年の8月16日、労働者健康福祉機構との打ち合わせにおいて、下の方になります。筑豊労災病院に関する飯塚市の今後の取り組み、いわゆる指定管理者制への方向性について協議を行っております。18年の9月12日におきましては、労働者健康福祉機構との協議において、筑豊労災病院後医療に関する市の方向性、いわゆる指定管理者での報告をいたしまして、筑豊労災病院譲渡に当たっての価格交渉、労災病院廃止後における財産の減額譲渡について協議を行っております。

続きまして、6ページをお願いいたします。福岡県との交渉状況でございます。18年の8月21日、福岡県保健医療指導課長森氏との面談を行っております。福岡大学誘致断念後の報告、また筑豊労災病院後医療に関する市の方向性を報告しております。次の9月15日におきましては、福岡県地方課長補佐米倉氏、同行政係長の兵藤氏と面談をいたしまして、今後の病院運営についての協議を行っております。下の方になります。最後になります。同年の9月28日におきまして、麻生福岡県知事の方に市長が訪問いたしまして、病院・老人ホーム対策についての報告をしております。

7ページをお願いいたします。福岡大学との交渉状況でございますが、この状況の前に、平成17年の11月15日における第3回筑豊労災病院の検討委員会におきまして、委員の馬郡委員から福岡大学の折衝を行い、その結果の報告がっております。内容につきましては、福

岡大学の誘致を積極的に進めるという内容でございました。それを受けまして、18年2月14日、福岡大学の要望書が筑豊労災病院後医療検討委員会の正副委員長から提出されております。次の5月10日におきましては、福岡大学山下学長との懇談を市長が行っております。内容につきましては、福岡大学誘致の要請でございます。以後は、前任の福岡大学の副学長菊池氏との交渉ということで、担当の方と私と対策室並びに部長の方と交渉に当たっております。下の方でございますが、18年の4月19日、福岡大学副学長菊池氏との懇談の中で、副学長より7月末までに後任の理事長が決まらないため、返事ができない、12月までかかると思う。そして、機構の言う、8月までには間に合わないと。いわゆる飯塚市の方には来れないことを学長名で7月末に文書で出すとの回答がっております。

続きまして、7月31日でございますが、そのような回答により後任の理事長が決まらないこと、また、他の重要な案件が山積いたしまして、今後も難しい状況であることから、断念せざるを得ないということの回答がっております。

9ページをお願いいたします。飯塚医師会との話し合いの状況でございます。筑豊労災病院の後医療につきましては、地元の医師会の同意が必要でありますことから、医師会の意見を尊重いたしまして協議を進めてまいりました。

10ページをお願いいたします。18年の7月31日におきまして、飯塚医師会長の谷口会長、また馬郡副会長、松崎事務長に対しまして、福岡大学誘致断念の報告を行っております。今後のことについても、会長等の協議を行っております。9月11日におきましては、谷口飯塚医師会長との協議において、指定管理者による運営についての御理解をいただいております。

次に、11ページをお願いいたします。住民団体との話し合いの状況でございます。これも労災病院の関係ということで、守る会の交渉状況を上げさせていただいております。17年10月6日に「筑豊労災病院を存続・充実し、地域医療を守る会」から10万人署名のうち、約6万筆の穂波町への提出が行われております。そのほか、2市7町への要望書も提出されております。合併後におきましては、5月12日、労災病院を存続・充実する地域医療を守る会から市長に要請がっております。要請内容といたしましては、以下のとおりでございます。

次に、12ページをお願いいたします。5月19日に、日本共産党飯塚市議団楡井莞爾団長から労災病院の国の責任による存続と医療機能の緊急な回復の要請がっております。要請文につきましては、以下のとおりでございます。

6月11日、筑豊労災病院を存続・充実し、地域医療を守る会の第3回総会及び総決起集会が開催されております。

次に、10月6日、筑豊労災病院を存続・充実し、地域医療を守る会から、次の内容の要請がっております。

次に、13ページをお願いいたします。労働組合との交渉状況でございますが、単独での交渉経過はございません。全国労災病院の労働組合は守る会の会員でありますことから、交渉状況につきましては、先ほどの⑤の住民団体との話し合いの状況の中で内容については含まれております。

次に、14ページをお願いいたします。国会議員への要望活動の状況でございます。13年の12月から内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣に対しまして、筑豊労災病院の存続を求める要望書が、嘉穂郡8町の首長連名で提出されております。また、各市町議会からも意見書が出されております。17年の5月20日でございますが、江頭市長、秀村町長が麻生総務大臣、当時の麻生総務大臣でございますが、にお会いいたしまして、筑豊労災病院の存続について、厚生労働省、労働福祉機構は、労災病院としての存続はないということの確認をされております。以後の国会議員への要望活動は行っておりません。

次に、15ページでございます。地域医療振興協会との交渉状況でございます。福岡大学の

誘致断念後におきまして、労災病院の方から御紹介がありまして、社団法人地域医療協会との協議を行っています。18年8月8日、地域医療振興協会との労災病院、穎田病院の協議を行っております。内容につきましては、労災病院および穎田病院の引き受けについてでございます。労災病院および穎田病院については、指定管理者制度でしか受けられないとの回答でありました。

次に、8月16日、地域医療振興協会との指定管理について協議を行っております。説明は、施設は筑豊労災病院、穎田病院、福祉施設でございます。内容としましては、労災病院、穎田病院、福祉施設、いわゆる愛生苑の3点セットでの指定管理者としての依頼をしております。そして、8月23日にそれを受けまして、振興協会の方から穎田病院、愛生苑の視察が行われております。

16ページをお願いいたします。その結果、8月28日でございますが、地域医療振興協会との指定管理者、筑豊労災病院、穎田病院、福祉施設についての協議を行いまして、地域医療振興協会より筑豊労災病院の後医療だけで、他の施設については地元の医療福祉法人にお願いしたいとのことで申し出がっております。これにつきまして、市は了承しております。

次に、9月12日でございますが、地域医療振興協会との打ち合わせ、内容といたしましては、筑豊労災病院の指定管理者についての市の条件の確認を行っております。

次に、17ページをお願いいたします。地域医療振興協会の経営状況と今後の見通しでございますが、社団法人地域医療振興協会の平成17年度収支決算書につきましては、次のページをお願いいたします。平成17年度の収支計算書総括表でございます。左の方に合計となっておりますが、この決算につきましては、右側の一般会計から社宅管理事業特別会計を単に合計したものでございます。一般会計におきましては、地域医療振興協会の会員の広報活動、また講習会、研修会に係る事業の決算でございます。

次に、施設運営事業特別会計でございますが、協会の方で直営で運営している施設、病院、また指定管理者で運営している病院等の事業の決算でございます。

次に、東京北社会保険病院特別会計でございますが、これにつきましては、病院と老健施設を運営しておられます。それに係ります事業の決算でございます。

次に、社宅管理事業特別会計、これは病院の職員の社宅の決算でございます。下の方をお願いいたします。次期繰越収支差額といたしまして、合計で65億2,050万1,575円、一般会計は6億5,486万7,711円、施設運営事業特別会計では47億2,216万6,915円。

次に、東京北社会保険病院特別会計では11億1,728万9,954円、社宅管理事業特別会計では2,617万6,995円となっております。

以上で決算の状況を終わりますが、申しわけありません。前のページをお願いいたします。17ページをお願いいたします。ここに今後の見通しということで上げさせていただいております。地域医療振興協会におきましては、自治医科大学の卒業生を中心とした会員への広報活動、講習会、研修会、医療施設の直営、医療・老健施設の市町村からの指定管理者による管理運営及び社会保険庁からの管理受託を行い、安定的な経営を行っております。

筑豊労災病院の後医療運営につきましても、地域医療振興協会の僻地医療、地域医療の経営と運営実績によりまして、現行の医療体制の継続、休診科の復活、医師・看護師等の職員の確保が図られまして、地域の中核的な医療機関として長期的に運営できる、維持できると考えております。

次に、19ページをお願いいたします。筑豊労災病院の診療科目と医師派遣の状況・推移でございますが、これにつきましても、筑豊労災病院からの資料提供でございます。左側に診療科目を上げております。16年の4月当初でございますが、合計いたしまして34名、常勤の医師でございますが、17年4月におきましては31名、18年4月におきましては28名、

直近であります18年10月におきましては25名となっております。年々減少となっております。

次に、20ページをお願いいたします。筑豊労災病院の市直営と指定管理者制度導入のメリット・デメリット比較検討資料ということで、9月20日までに作成したものであるということですが、比較検討したものはございません。指定管理者制を選択するに至った経緯とその理由を上げております。筑豊労災病院の移譲後の指定管理者制導入につきましては、福岡大学の附属病院誘致断念後、新たな医療機関を模索する中で病院運営の民間移譲、指定管理者の選択肢について、労働者健康福祉機構、飯塚医師会および筑豊労災病院との協議を行った結果、筑豊労災病院につきましては、嘉飯地区における中核的な医療機関でもあり、多くの患者が治療を受けていることから、安心できるよう、できれば市がかかわった形で運営してほしいということから、市は、労働者健康福祉機構から財産の譲渡を受け、病院運営については市の財政負担とならない方向で利用料金制による指定管理者制を選択しております。

その導入理由といたしましては、1番目に、地域の中核的な医療機関であることから、長期的な医療体制を維持するため、運営面において市がかかわる必要がある。2番目に、管理運営につきましては、民間の経営ノウハウの活用が有効であると。3番目に、民間の安定した医師の確保により、将来の医師不足が解消できると。4番目に、公立施設であることから、市民の信頼性があり、また飯塚医師会、県からの協力が得られると。5番目に、指定管理者制にあって、一切市の費用負担がないと。6番目、筑豊労災病院の医師および看護師等の職員がそのまま残る可能性が高いため、患者にとっても医療面で安心できるというなどの理由でございます。

次に、21ページをお願いいたします。株式会社麻生グループとの交渉状況でございます。これにつきましては、潁田病院と愛生苑の一括した考えのもとに、市の方から飯塚病院の方に今後の運営についてのお話をさせていただいております。御存じのとおり、潁田病院につきましては、施設が老朽化しておること、また医師の確保が来年度から難しいこと、運営面でも厳しいという状況がございます。また、愛生苑につきましても、運営上の経費がかさむ、また老朽化した施設である、また構造上の問題があるなど、いろいろ問題がございまして、市の方の運営が厳しいということから、そのようなことで飯塚病院の方のお話をさせていただいております。

18年の9月1日におきましては、8時半から植松飯塚病院副院長、岩佐飯塚病院管理部長が本庁に来庁されまして、潁田病院、愛生苑の運営についての意向打診を市の方からしております。

次に、9月4日でございますが、6時から株式会社麻生代表取締役社長麻生泰氏との面談を市長がされまして、潁田病院、愛生苑の一体的運営についての話し合いをされております。次の9月6日におきましては、1時半から植松飯塚病院副院長、岩佐飯塚病院経営管理部長が来庁されまして、飯塚病院から潁田病院、愛生苑の運営についての考え方が提示されております。

9月8日におきましては、8時半から植松飯塚病院副院長、岩佐飯塚病院経営管理部長ほか2名が来庁されまして、市との協議を行って、潁田病院、愛生苑の基本的な状況の確認を行っております。

次に、22ページをお願いいたします。社会福祉法人柏芳会との交渉状況でございますが、交渉の経過はございません。

次に、社会福祉法人柏芳会の経営状況と今後の見通しということでございますが、福祉法人柏芳会の平成17年度収支決算書につきましては、次のページの23ページから24ページとなっております。

24ページをお願いいたします。上から2番目になりますが、当期活動収支差額といたしまして、平成17年度決算では2,761万5,575円となっております。下の方になりますが、次期繰越活動収支差額といたしまして2億7,394万206円となっております。申しわけ

ありません、22ページに戻っていただきたいと思います。柏芳会の今後の見通しということで上げさせていただいております。特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、宗像市からの受託である養護老人ホーム等の安定的な経営を行っており、今後の愛生苑の運営につきましても、専門的なスタッフにより入所者に対するサービスの向上が図れるという見通しをしております。

次に、医療法人博愛会との交渉状況でございますが、交渉の経過はございません。

次に、⑩で医療法人博愛会の経営状況と今後の見通しということで、医療法人博愛会の17年度収支決算書につきましては、25ページをお願いいたします。17年度の損益計算書といたしまして、下の方になります。当期利益が4,442万3,693円、当期未処分利益といたしまして2億4,422万2,562円となっております。申しわけありません、22ページに戻っていただきたいと思います。博愛会の今後の見通しということで上げさせていただいております。過去3年間の経営におきましては、安定的な経営を行っており、今後の颯田病院についても、医師の確保を図られまして長期的な地域の医療の継続が図れるという見通しを立てております。

次に、26ページをお願いいたします。颯田病院の診療科目と医師派遣の状況・推移でございます。颯田病院の医師数の推移につきましては、これ16年度から18年の10月現在まで上げさせていただいております。常勤医師数としましては、16年度が7名、17年度が5名、18年度当初が5名、現在10月の状況では4名となっております。内科の医師の1名が減となっておりますでございます。下の方の小児科がございまして、これは18年5月から休診となっております。

次に、27ページをお願いいたします。颯田病院のリニューアル計画、平成17年度に関する資料でございます。平成16年度町立颯田病院建設計画の概要を上げさせていただいております。1番目に、事業の必要性といたしましては、中ほどにあります。具体的には次のような改善をしようとする主な事項が上げられております。

次に、28ページをお願いいたします。施設設備の適正でございますが、下の方に上げております町立颯田病院建設計画概要では、総病床数が96床、一般病床48床、療養病床48床、診療科目といたしましては、内科、外科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科となっております。建物につきましては、鉄筋コンクリートづくりの地上3階建てとなっております。延べ床面積は7,464平米、敷地面積は1万9,400平米となっております。

次に、29ページをお願いいたします。事業財源の確保でございますが、本事業の事業財源は、病院事業債を充てることとなっております。

次に、経営の見通しでは、入院患者の療養環境が改善され、患者数の増加が可能となると。下の方になりますが、4番目に、医療体制の確立、施設環境、医療機器の充実が常勤医師確保に大きく貢献し、可能となるなどが上げられております。

次に、30ページをお願いいたします。事業内容と財源の内訳でございます。全体計画といたしましては、事業費が21億4,830万円、設計監理が1億860万円、用地取得費が7,570万円、土地造成費でございますが、1億4,280万円、解体費7,000万円、機械備品1億円、計で26億4,540万円となっております。財源内訳でございますが、起債を充てております。病院事業債で25億7,540万円、これにつきましては、解体費は対象外となっております。それにつきましては、一般財源になりますが7,000万円ということの計画が上がっております。

次に、31ページをお願いいたします。1日平均の入院患者数の推移と、下の方になりますが、外来患者数の推移でございます。

次に、32ページをお願いいたします。32ページから33ページにつきまして、収益的収支の見通しでございます。内容につきましては、説明を割愛させていただきたいと思います。

34ページをお願いいたします。病院事業債における返済の見通しでございます。



次に、35ページをお願いいたします。複合施設建設整備事業といたしまして、町立颯田病院、保健福祉センター改築整備事業の1階の平面図でございます。

次に、36ページでございますが、その事業の2階の平面図でございます。

次に、37ページ、同じく3階の平面図でございます。

38ページをお願いいたします。その事業計画によります新颯田病院の建設地の予定でございます。颯田病院の敷地とその隣接しています土地を計画しているところでございます。

次に、39ページをお願いいたします。颯田病院の市直営と指定管理者制度導入のメリット・デメリット比較検討資料でございます。9月20日までに作成したものということでございますが、比較検討したものはございません。民間の移譲を選択するに至った経緯とその理由を上げさせていただいております。颯田病院の民間移譲につきましては、颯田病院は、颯田病院の地域医療としての役割を担ってきたが、医師の臨床研修制度により医師不足と施設の老朽化による患者数の減少から経営が悪化し、病院機能が成り立っていない状況でございます。そのため、市の財政負担がかさんでいると、このような状況から、地域医療の継続、福祉施設の充実、経営の安定化を図るために、颯田病院を中心とした医療・保健・福祉の一体的包括医療を実施する抜本的な改革が必要であるということから● ●であるとしております。

しかし、それを実施するとなれば、安定的な医師の確保、人件費、維持管理費、施設の建てかえ費など、大きな市の負担となることが予想されまして、将来的に市の財政負担が伴わない形で長期的に安定した医師の確保、健全な経営、社会情勢に合った質の高いサービスを提供していくためには、民間の経営手腕と専門的なスタッフを持って運営すべきと判断しております。

その民間移譲の理由といたしましては、地域医療を継続的に行うためには、安定した医師の確保が重要であり、全国的にも医師の都市圏集中や開業による医師不足から市が医師を確保することが困難であると。2番目に、市の厳しい財政面から、直営での病院運営と老朽化した施設の建てかえが困難であると。3番目に、市の医療・保健・福祉の将来的な構想を実現するためには、民間のノウハウと活力が必要であると。以上が主な理由でございます。

簡単でございますが、資料の説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

暫時休憩をいたします。

休 憩 11:15

再 開 11:26

○ 委員長

委員会を再開をいたします。

説明が終わりましたので、筑豊労災病院に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

今1時間半ぐらいにわたって説明がありましたんで、決算書の内容だとか、それから、いろんな交渉経過の日程の時系列等があって、それから統一的にやっぱり見てみらないかんというようなこともありますので、本日この場で今から討論を始めるというのは、ちょっときつい感じがするんですがね、質疑をするわけですから、今から。質疑がちょっとできにくいという状況があるんじゃないかというふうに思うんですよね。

ですから、今日、これで考案日、考案時間ですか、というような措置はとっていただけませんかね。

○ 委員長

私に対する、・・・

○ 楡井委員

そうです、委員会の運営・・・

○ 委員長

委員会の運営についてですか。正副委員長としましては、前回、資料の要求をいただき、13日の日には一たん配付をさせていただきました。そのときも資料の要求に関しては、できる限り質疑に供したいので、早く用意をしろと、そういうふうなお話で、そして、改めての通告の分についても、きょう資料を執行部の方は用意をしております。

したがって、正副委員長としましては、当初一等最初に資料を提出していただいている分からも随時審議を進めていきたいと、このように考えておりますので、御協力方お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 楡井委員

資料を前回のときという話でしたけど、結局、13日の日にお願ひした資料についても、さらに資料要求通告についての資料提出も今日なんですよ。それで説明があったわけでしょう。

ですから、そういう意味では、聞いたばかりでありますし、初めの、例えば、労災病院の沿革なんかの話についても、田子森主幹ですか、そこの方から何か途中端折った形での説明だけなんですよ。我々もまだこれ目を通してない、全体的にというような感じもありますので、こういうやつを随所をやっぱり研究するという時間が欲しいわけですよ。

ですから、そういう時間を保障してもらいたい。お願いします。

○ 委員長

23日が次回、午後からですけれども、ございます。だから、今日できる範囲のものは、どうぞ質疑なさってください。そして、以後そうした考案をしっかりとさせていただいて、23日およびそれ以後の質疑に当然充てていただいて結構でございますので、いかがでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

○ 楡井委員

23日から11月の6、7、9ですかね、そして11月20日、22日と、こう日程が組んでありますから、できれば23日から実質の審議に入るといふふうにしていただければ助かりますけど。

○ 委員長

前回もそのような形で今日実質的な審議に入りたいと、このようにお願いをいたしておりましたし、そのことを承知の上でというか、御理解いただいた上で資料の要求もあつてると、このように判断をいたしますが、私としては進めたいと思っております。

○ 平山委員

今の共産党さんの楡井委員の言われることも私、当然と思うんですよ。それはこの前、いろんなこの委員会の運営のやり方を話し合いを、1時間、1時間半かけてやった中で、まずその資料を先にもらうて、それから考える日にちを何にちか置いて会議を今度開いてもらわな、その日に資料をもらうても、その日にもらうて説明を受けて、それからまた審議に入るち言うてもね、できんでしょうちゅうことで、何回も同じやり取りがこの前あったと思うんですよ。それで横に坂平委員もおりますけど、そうなれば、いや、1回日にちが延びるよちゅうことも言われたと思うんですよ。これはもう皆さん聞いとると思うんですよ。だから、私はこの前の話の中では、13日までに資料を提出しますちゅう言われたから、資料提出した議員には最低でも行っちゃるもんと私は思いよったわけですよ。今、楡井さんが言われたら、いや、今日初めてね、13日までにその資料をやるちゅうところを今日もらうて、今日説明を聞いただけ、今聞いたからですね。

○ 委員長

済みません、言葉を返すようで恐縮なんです。

○ 平山委員

これやったらおかしいんじゃないかなと、私も思う。

○ 委員長

13日の時点で、実は前回、川上委員から正式に資料要求のあった分については、今言われるように、事前に知りたいので、勉強したいので、事前にくれというようなことで慌てて、急ぎ13日には手元に届くように事務局のそれぞれの委員さんの引き出しの中に入れておきますと。そして、それ以後の通告の分、これは川上委員からのすべて通告ですけれども、これについては、19日のきょうの委員会に資料の要求として正式に取りはからって、ただし、これをまた次回に提出するということになる、またそこに時間がかかるので、でき得る限り13日以降の通告についても、資料については当日、本日ですね、お手元に配付をさせていただくように執行部にもお願いをしますということで、正式な委員会で一度諮らなきゃいけない。さりとて、また次の機会と言ったら時間的にまたかかりますので、今日は配付をさせていただいたと。

したがって、13日に既に一等最初の資料要求についてはあっておりますので、だから、その分からでも今日質疑に入って、説明が終わりましたのでね、やっていただきたいと。

○ 小幡委員

では、いいですか、労災病院についてちょっとお尋ねしますけど。

○ 委員長

いいですか、はい、どうぞ。

○ 小幡委員

今日わかる範囲は聞いていいんでしょう。

○ 委員長

どうぞ、結構でございます。

○ 楡井委員

引き出しに入れちよる、13日にやったやつはですね。この第13日提出ちゅうやつについては、私、今これ初めて見るです、ここでもらって。引き出しの中には入ってない。私は今見た。

○ 委員長

今日、実はお取りになってない方の分を、今日一緒に事前に配付をしとこうと、13日以降、今日の今日まで実はじっと保管をしておりました。だから、取っていただいている方は取っていただいているんです。よろしいでしょうか。

○ 高取委員

私は、資料一覧表を見ますと、私の質問したいこと等がありますので、大部分はこの資料で示してありますが、こういう資料が私は出るとは思わなかったもので、新聞等から集めて、今日私は自分なりに質問したいことを来とりますから、私はその分だけでも今日やって、そして研究の必要があるという方は次回に回してもらおうと、こういう進め方ではどうでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

○ 委員長

ありがとうございます。そのような進め方をさせていただきたいと思います。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いします。

○ 小幡委員

では、質疑させていただきます。労災病院に関してちょっと一つお尋ねします。

健康福祉機構から飯塚市が譲渡していただくんですが、その譲渡の条件、もしくはそれと今から譲渡許可申請に当たってのスケジュールをおわかりでしたら、お示してください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

御質問に答えます。

条件につきましては、まず市が受ける場合につきましては、雇用の条件がまず第一に考えら

れます。今現在、労災病院の医師ならびに看護師につきましては、やはりできるだけ多くの方を残すということが一つの条件で、それについては、今度価格、譲渡価格に影響するということが一つの条件になってきます。まず、そのこのところ、まだ現在、価格の交渉を行っている状況でございます、希望としては、やはり雇用の問題からきちっと話をしてくださいというふうな申し出がっております。

それから、スケジュールにつきましては、この特別委員会の後に方向的には、まず地元の方の要望書をもう上げなきゃいけない時期になっております。労災病院の後医療につきましては、医師会が、地元の同意を一番要ることでありますが、市と医師会の方の同意を持って機構の方に要望書を提出する必要があるとございます。そのときには、飯塚市が移譲先ということ盛り込みまして、11月の早々にはもう提出いたしまして、12月に入りましては、協定、そういったところの移譲を受けて、いろんな今後の条件的なことの整備が必要になりますので、協定書を結ぶことにしております。近いところではそういうスケジュールとなっております。

#### ○ 小幡委員

スケジュールの説明がありましたけど、ちょっと再確認なんですが、譲渡条件、特に価格面等、雇用等の整理ができないと、価格に反映するんで決定できないということですが、当委員会にアバウトで構いませんが、何月ごろに譲渡条件を提示できるとお考えでしょうか。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

譲渡条件の中に、一つちょっと先ほど御説明の中で漏れておりました件がございます。筑豊労災病院は、旧穂波町において土地を無償で提供しております。こちらの方で価格を評価したところ、5億4,000万円ぐらいの現在の時価での評価がっております。それが一つ条件的に、市が受ける場合は、その土地、建物、機器、医療から差し引いた分での譲渡価格を今後交渉していくということになっております。額面につきましては、まだ幾らという正式な御回答はいただいておりません。今後、11月に入りまして、さらにそういったところの詰めに入る予定でございます。

#### ○ 小幡委員

わかりました。それで、11月に詰めて、じゃずれても構わないですよ、12月の初旬には委員会に報告できるとか、そういう目安、いつまでに報告したいという目安は持ってあるんですかということを知っているんですけど。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほどの交渉がうまくいけば、協定を12月から1月にかけてちょっと期間を持っております。ですから、12月ごろには、そういったところの結果といいますか、状況は御報告できることにしております。

#### ○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○ 野見山委員

今のはよくわかりましたけど、これ機構から19年の3月31日までで、例えば、仮定の話ですよ、うちが譲渡を受ける。そして1年間は市の建物なんですね。20年から指定管理者制度が始まって移行する。今さっき言われましたように、雇用の問題も考えなくちゃいけないということですけども、19年の3月31日受けた場合、その職員さんたちは市の職員になるわけでしょう。そして、1年間はうちが管理運営していかなくちゃいけないはずですよ、指定管理者制度を使うまでの。そりゃ地域医療振興協会から協力を受けるにしても、例えば、それから先は、いろいろ出すお金はないけども、その間、おたくたちはどのような感覚を持っていらっしゃるか、ちょっとお聞きします。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

労災病院を後医療として指定管理の中で運営する時期が20年4月からと。ですから、

20年の3月まではまだ国の方で運営を行っていくということになっています。20年の4月からの開始でございます。

そういう関係から、20年の3月には不動産の、いわゆる売買計画に基づきまして代金を20年3月に支払いまして、所有権の移転を3月に行います。そういった関係から、20年の4月から市の施設ということになります。

#### ○ 野見山委員

再度確認しますけども、うちが売買するときには、20年の3月にして、20年の4月から指定管理者制度を使うということですね。それまでは19年の3月31日から20年の指定管理者制度に移るまでは、結局まだ国のものという認識でいいんですか、うちのものじゃないで、はい、わかりました。

#### ○ 委員長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

#### ○ 高取委員

労災病院を守る会が市に要望書を提出したということです。今日の資料を見ますと出ておりますが、内容は抽象的なものでございますから、市長なり担当者との間のディスカッションというか、やり取りが私は大事だろうと、こういうふうにしておるわけです。そのことによって、私たちのやっぱり今後の調査・研究が非常に大事になるし、また地域住民の人から、新聞に出ましたことによりまして問い合わせがいろいろございます。

そういうことでお聞きしたいと思うんですけれども、私、守る会の方たちと話をしましたときには、率直に申しましてね、とにかく地域の医療機関として残してもらったらいいと、どうぞっていうふうな、そういう要望でございました、強い。私は穎田病院との、その当時は穎田病院が直営になりますから、飯塚市の直営の問題がございまして、財政難でございまして、この問題については非常にやっぱり我々も苦慮しておりますと、いろいろ資料も集めておりますと、そういうことで、あなたたちはこの件に対して、市が経営せえと、そういうことを要望するんじゃないでしょうねって言うたら、いいえ、そういうことじゃありませんと、地域医療を守ってもらえばいいと。特にじん肺等については指定ですから守っていただきたいと、こういうような強い要望でございました。

ところが、経過が進むにつれて、新聞では、ここに私は、西日本の10月7日の守る会、市長に要望というのが出ておりますが、ちょっと読み上げさせていただきます。

飯塚市が筑豊労災病院を市立病院化と書いてありますね。指定管理者制度を導入する方針を固めたことを受けて、同病院の存続を求める団体が、6日、齊藤守史市長に市直営による存続を求める要望書を提出したと。団体は、じん肺患者や病院職員らでつくる筑豊労災病院を存続・充実し、地域医療を守る会と書いてあります。名前もちょっと書いてありますが、代表者のですかね。それから、要望書では、市立病院化を世論に反映した決断と評価しつつも、運営を民間委託したら、じん肺医療の切り捨てにつながる不安があるとして、市の直営を求めたと。これに対し、齊藤市長は、指定管理者制度は市に最終的な責任がある。これはもう市がやるんだということでしょう。じん肺治療の継続を国に強く要請するとともに、指定先への指導・監督もしていく、と応じてあると、こう書いてあります。

それで、きょうの資料を見ますと、ある程度、市長なり担当者はそこでディスカッションをやられたと思うんですね。それで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今日の資料を見ますと、これ10月の6日の日に来てある分につきましては、どういう方が来てあるかと言いますと、数十名と書いてありますね。ですから、そういう内容なり、それからもう一つは、今委員長が正副委員長と話し合いをしたと、こういうことを申し入れがあったと、そういうことを総合しますと、相当深い私はそこに話し合いがあったと思うんですよ。そのことを私たちはやっぱり頭の中に置いて、今後このことをやっていかななくてはならないと、こうい

うふうに思うんです。

それで、お聞きしますが、初めに、どういう方々、例えば、病院の関係者の方々、それから医者、それから看護師、どういう人が来られたのかどうか、また守る会の方はどうされたのか、そういうところをまず初めにお聞きしたいと思います。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

10月6日の、先ほどの資料を上げております。その中で守る会が来庁されまして、市長また部長、私等で対応しております。

メンバーにつきましては、守る会の藤島代表幹事、また労災病院の看護師、また患者の方々、そして全労連の方、また医労連の方など多数、それとじん肺の患者の方など多数お見えになっております。その中でいろいろ、先ほどの資料に上がっておりますような要請がっております。

#### ○ 高取委員

そうしますと、この資料によりますと、3点書いてありますですね。引き続き厚生労働省への責任の追求と書いてある。こういうこと等に対して、市長ならびに担当者はどのような回答といいますか、要望書ですから回答になるでしょうね、回答を求めたんだろうと思いますから、ただ要望書を出してさっと帰ったわけじゃないでしょうから、どのように言われたのか。

それから、雇用問題ですね、一番大きい直営ですね、これに対してどのようなやり取りをされたのか、ちょっとそこが回答できればね、説明できればお願いします。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

御質問に対する御回答をいたします。

先ほどの資料ですね、12ページに上げております中の10月6日のお見えになったときの向こうの要請といたしましては、引き続き政府、厚生労働省の責任を、守る会と一緒に追っていかうという要請がっております。これにつきましては、市長の方から、国の責任というのがもう既にもういろいろ、厚生労働省等に行きまして、また国会議員とのお話も、先ほどの経緯に上げておりましたが、その中でもう国の方の要請は難しいと、閣議決定した中でもう難しいという中で、今後はそういった行動はしないということもはっきり守る会の方には伝えております。

また、次の医療の継続、またじん肺医療の引き継ぎ、筑豊労災病院職員等の雇用の問題でございますが、まず医療の継続は、医師が今不足していると、その中で医師をまず確保することによって現行の医療が引き継がれるという大きな問題がございます。これにつきましては、引き受け先でございます地域医療振興協会の方がいろいろお話の中で、これはきちっと医師を確保いたしまして、医師を確保するという事は、労災病院の医師はまず残っていただくと、そういうことを条件にお話しいたしまして、これは継続的に現行の医療を引き継ぎますと。

また、じん肺医療の引き継ぎにつきましても、十分地域のこの経過は御存じでありまして、筑豊労災病院の方もずっとじん肺患者の治療を当たってきておりますことから、これにつきましても、地域医療振興協会の方にじん肺患者の治療の引き継ぎをお願いしておるとこの報告もしております。

また、医師および看護師等の雇用の問題でございますが、先ほど申しましたように、現行の医療を引き継ぐことが最重要課題でございますので、これにつきましても、まず医師と看護師、医療に従事する職員については、できるだけ残していただきたいという条件をもとに、指定管理者とのお話をしておるとこのことをお伝えしましたところ、御理解いただいたところでございます。

次に、最後の飯塚市の直営の運営などの要請、これも要請の中で、できたら直営でお願いしたいという要請がございましたが、これにつきましては、もう市の方の財政状況の厳しさ、

現在行革も進めておる中で、これにつきましては、もう市の方の直営はないということをはっきり伝えております。その中で公設民営化の中の指定管理者となりますが、そういったところで市が何らかのかかわりがございますことから、いろいろ今後、守る会の方の要望、先ほど申しましたところのいろんなじん肺の患者、また職員の方々の要望をさらにお聞きしながら、相手とのお話をしていきたいというふうにお話し申し上げましたところ、代表の方からできるだけそのような方向で進めていただきたいということで、ここの懇談といえますか、は終了しております。以上でございます。

#### ○ 高取委員

初めの責任の追求することの要請と書いてありますが、このじん肺問題は、これは法でもう定められておるんでしょ。それに対する裏づけちゅうますか、財政的な面も市の、病院には来ることだろうと思うんですよね。その点が一つですね。

それから、雇用問題につきましては、私は今労働省管轄ですから、看護師さんあたりとか医師とかいうのは、労働省にはそういう労災病院が幾つかあります。今回6つを廃止をすると、こういうことですが。ですから、希望すればそういうところに行けると。どうしてもやっぱり居住地がこちらに家庭を持っておる、家もあるというようなことであれば、現在の労災病院で採用、採用といえますか、再雇用に応ずると、そういうことではないだろうかと思いますが、その点のことですね。

それから、直営の問題につきましては、私は守る会を云々言っとるんじゃないんですよ、やっぱり協力したいと思いますがね。しかし、財政難とか市の今の立場、それからもう一つは、私は颯田病院というのは直営になったんで、直営を譲渡して、そして労災病院を直営にするというよね、これちょっと矛盾したことじゃないだろうか、労災病院も直営だ、それから颯田病院も直営だと、そして地域医療を守っていくというのが私は筋だろうと思うんですよね。もし直営にするならばよ。そういうところの考え方ちゅうのを皆さんからちょっと、担当者の方からちょっと説明していただきたいと思います。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

まず、1点目のじん肺患者に対する国からの補助金ということでございますが、市が施設を受けまして、指定管理の中で行う上でそうした方々の補助金というものはございません。認定された方につきましては、治療した場合の、そういったところの救済措置といえますか、そういうのは治療の中であると考えております。

それと、医師、看護師につきましては、この郡内につきましては、一つは国の方の機構の方で、やはり労災病院を全国的に抱えている中で、筑豊労災病院の方向性はどうかというのが大きなものが、いわゆる雇用の問題でございます。

それで、前から8月までには方向性を出してほしいというのが、一つは、やはり労災病院の中でやはり人事異動とか、また医師とか看護師が今後どうなるかという不安の中で早く結論を出してもらわないと、来年の4月からそういった方々をどのように配置していくかというのは、やはり国の方で考えなきゃいけないということの大きな時期的な問題がありまして、今回、10月にももう既にそういったところの医師等の配置をすることで国の方からもう考えてあるということです。

ですから、この問題につきましては、まず方向性が決まりましたら、早く機構としても、国としても、そういったところの配置がえを行いたいというところで。

しかし、あくまでもこれは御本人の希望で、やはり飯塚市が設置者となって管理運営を委託して持っていく中で、こちらの方で働きたい人ですね、そういう方々がおられれば、そういう方は地元の、特に看護師の方は地元の方がおられますので、そういうところ、いろんな雇用の問題をやっぱりキチッと考えなきゃいけないということで、まず最初には、国の方の考えでそうしたところの配置がえが行われて、それでもそういった要望があれば、指定管理者の方が引

き受けたいというような流れとなっております。

それと、穎田病院と労災病院がなぜ直営にならないのかということでございますが、当初は合併協議会におきましても、穎田病院につきましては、現行の医療体制で新市に引き継ぐということで協定が結ばれております。

しかし、全国的に医師の不足が各地に起こっておりまして、特に地方は医師がいなくなって、自治体を探しても医師が確保できないというのがもうはっきり、今年の1月ごろからそういう状況になりまして、当初はそういった形で直営で穎田病院も行おうというふうな経過でございましたけど、医者がない中で病院というのはもう成り立っていないということで、また市が受けても、直営で行っても、そういったところの医師の確保が将来的に安定してできるのかという、いろんな不安がございます。

そういったことから、まず地域の医療を残すということは、まず医師の確保という観点から、穎田病院は民間にお願いしたいというふうな方向で考えておったところです。

また、労災病院につきましても、ここは検討委員会の中でも、できるだけ公的な病院という位置づけでありましたが、やはり直営では厳しいというような、検討委員会の中での報告はあっております。その中で選択といたしましたは、そういう経過から、検討委員会においては、直営は無理だという中で、民間に移譲または指定管理者等の方へ検討してまいりましたが、結果的には民間移譲となって、福岡大学誘致という経緯がございます。

以上から、そういったところの直営ではもう難しいという、それぞれの時期によってちょっと状況が変わっておりますが、最終的にはそういう結果となっております。

#### ○ 高取委員

要望事項につきましても、今私が説明しましたこと等の以外に、いろいろあったと思います。この内容は、大きなタイトルとしての話の中で、細かい件についていろいろディスカッションをされたと、こう思います。今、回答の中で、要望されたときに、できるならばというような表現での要望事項でのお願い等があったと思いますので、私はある程度皆さんのそのディスカッションの中で、今回の市の労災病院をこういうふうにやろうという方向性については、ある程度理解といたしますかね、理解度といたしますかね、そういうのを皆さん感じられたと思いますが、それが表に出されれば、ちょっとどういう状況であったかと。例えば、一つ直営については、国に対してはもう市長が打ち切ると、もうできないと、そういうふうに言われたことに対しての理解度といたしますかね、そういうのがわかれば、説明できればお願いしたいんですが。これは私たちの今から先の質問に対し、問題提起に対しまして、非常に私は大事なことじゃないかと思っておりますので、お尋ねしております。

#### ○ 企画調整部長

今の御質問者が言われますように、守る会の方からは、直営でできないかというような御要望がございました。

しかしながら、市長がその場でこれは国の方に再三お願いに参りましたが、もう国の方はこの労災病院については廃止決定ということで、これについてはもう覆すことはできないと。であるならば、この労災病院をこの地域の中核医療施設として、また市民の皆さんが安心してこの病院にかかっていたくためには、これはぜひとも飯塚市が公設でやっていく、これも飯塚医師会も、それから地元の病院であります飯塚病院についても等々、かなりな御理解をいただいているということで、これは公設でやるというようなことで守る会の方の方にも御説明申し上げましたところ、御理解は十分にいただいております。

しかしながら、守る会の皆さん方がそこでちょっと懸念性を持っていらっしゃるの、ならばそのじん肺患者の方たちが今約90名程度労災病院で受診なり入院されております。この方たちが、いわゆる安心して今から先継続して受診できるのか、さらには、飯塚市が指定管理者に回したときに、万が一、事故があったりとか、そういうときがあったときに、飯塚市の責任



体制といいますか、そこらあたりはどうなるのかというような心配事もございました。それにつきましても、飯塚市は、いわゆる今から指定管理者であります地域医療振興協会と話を詰め、さらには協定書を結びます。この協定書の中にそこらあたりを十分に反映させるための条文を織り込んでいきます。さらに飯塚市と、それから医師会と、それからこの指定管理者であります地域医療振興協会、これらを含めた経営委員会というような、仮称でございますけど、そういう委員会を設置しまして、そしてそこらあたりを十分に約束事が守れるとか、それから地域住民の皆さん方の御意見が反映されるとか、これからの、いわゆる科目診療体制について十分にその委員会の中で議論して、住民の皆さんの不安を解消してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○ 委員長

暫時休憩をいたします。

休 憩 12:04

再 開 13:01

○ 委員長

それでは、委員会を再開いたします。

午前に引き続き質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

それでは、資料の10月13日付提出というふうに書いてある、私が見損ないまして、皆さんに迷惑かけた資料について若干お聞きいたします。

2ページにあります筑豊労災病院の沿革についてですが、これの真ん中あたりから若干下、炭鉱の名前がずらっと書いてあるその次の行に、その後、エネルギー革命で急速に衰退し、閉山が相次いだというふうに文言あるんですが、このエネルギー革命の経緯といいますか、これについて説明していただけますか。

○ 委員長

楡井委員、何か質疑。

○ 楡井委員

余り博学過ぎておわかりにならないのかもしれませんが、これは国の政策で、石炭産業を石油産業に切りかえていく、そういう国の政策による政策転換といいますか、でやられたわけですよね。この結果、それまで炭鉱は隆盛を誇っていたんですけども、閉山に追い込まれていったと、こういう経過がありますので。この炭鉱をつぶしていったということ言えば、これは明確に国の責任だというふうに思います。そういう評価をしたいと思うんですが、いかがでしょう。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

その当時のこの地域におきましては、そういった炭鉱が数多くありまして、そういった状況になったということは、やはり国の責任も一因もあるというふうに考えております。

○ 楡井委員

私も当時、炭鉱マンでしたから、政策転換闘争と言って石炭をつぶすなということで何度か東京まで鉢巻き締めて、黄色いヤッケ着て行ったことがあります。

それから、4ページにあります一番最後から2行目なんですけど、設立目的の一つであるじん肺等の労災医療を初めというふうにありますけど、このじん肺についての国の責任が裁判で明確になって、次々にじん肺訴訟の原告訴訟団が勝利していっていますけども、それはキチンと御存じでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

その件につきましては、筑豊じん肺訴訟最高裁判所の判決がございまして、昭和16年の4月27日に最高裁判所の――失礼しました。平成16年の4月27日におきまして、判決の

要旨としましては、保安規制権限を行使しなかったことは国家賠償法1条1項の適用上違法であるというふうな判決があることは承知しております。

#### ○ 楡井委員

今判決文を読んでいただいたように、じん肺についての国の責任が明確になったということですが、そういうことからすれば、先ほどの政策転換の話、エネルギー革命というふうに言われておりますが、正確でないと思うんです。これでもう一応エネルギー政策の転換という意味でいえば、国の責任だというものはっきりしましたし、それから、このじん肺訴訟についても国の責任だということが明確になりました。

それで今、じん肺で嘉徳病院を合わせたら約200人、先ほど労災病院だけで90人というような数字も示されておりましたけれども、この人たちの治療ということについても、これは国が責任を持ってやらないかんというふうに思うわけです。したがって、政策転換によって炭鉱がつぶされて、それを治療する病院がなくなって労災病院ができてということからすれば、これは労災病院は、今後もキチンと国が責任を持つべきだというのをはっきりしておきたいと思えます。

さらには、じん肺についての国の責任もはっきりしました。それから、この治療についてもやっぱり国が面倒を見ていかないかんということ、キチンと国の責任であるということ、これをまず確認しておきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

確かにじん肺患者の治療においては、本来、国の引き継ぐことでございますが、市の方においても、これは先ほど午前中申し上げましたように、このじん肺患者につきましては、やはり市としても、施設を引き受ける以上はこの方々の治療については引き続き継続して行うということで、指定管理者におけます地域医療振興協会にも申し伝えておりますので、そのところは十分行っていくというふうな考えでございます。

#### ○ 楡井委員

今の答弁の後半部分といいますか、3分の2ぐらいは私質問してないんですよ。だから、そういう質問してないことに答えないようにしていただきたいというふうに思えます。

次に、今一定国の責任がはっきりしたわけですから、国は今後とも運営していかないかんちゅうのはあると思うんです。しかし先ほどからの答弁では、閣議決定で覆らないというふうに言われてるんです、説明が、報告が、回答ていいますか、答弁があってるんです。

それで、閣議決定だというふうに言いますけれども、この廃止を決定するといいますか、再編計画といいますか、これで筑豊労災病院をなくす、廃止するという理由、これは明確に何か言われてますか。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

廃止の理由としましては、いろいろ経営上の問題とか、また、そのじん肺患者の治療に当たってのいろんな研究とかいろんなところの要素があります。そういうところを総合的に見たところで、今回労災病院の廃止、再編計画があっておりますが、そういう国の再編に当たっての具体的な内容が3点ほど上げられておりますので、それによって筑豊労災病院もその対象になったということで方向は出されております。

#### ○ 楡井委員

この再編計画が出されるまで、筑豊労災病院はこの経過の中にもあったように、きちんと充実させて黒字経営が続いていたんです。ところが廃止計画が出た途端に赤字経営になってるんじゃないかというふうに思いますが、そういう赤字経営だから、お金がかかるから労災病院は廃止するというようなことは何も言われてない、また理由にもならないというふうに思うんです。

そこで、廃止決定をどういうふうな理由でという、まだ明確に答えられてない、国が言って

ることは。国は言っていないんです、何も。だから言えないわけです。

次に移りますけれども、6月11日、今年の。労災病院を守る会の、ちょっと略称で失礼しますが、守る会の総会ならびに決起集会がございました。この中に市長がメッセージを寄せられております。助役が代読されました。この立場というのは今も変わりませんか。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

総会におきましては、当時におきまして今後とも国の方に筑豊労災病院の存続に向けて活動といいますか、陳情を行っていくということは申し上げられております。

しかし、先ほどからそういった国の（「しかしから先は答弁を求めておりません」と呼ぶ者あり）そういうことでございます。

#### ○ 楡井委員

齊藤市長のメッセージは、筑豊労災病院、まあ途中前後ありますけど、筑豊労災病院は地域医療を支え、炭鉱閉山後の今日もじん肺の治療をはじめ、労災医療を実践する大変貴重な地域の中核施設であり、地域住民の健康管理に大きな役割を果たしている。本来ならば、国の責任において地域医療の拠点施設として存続させるべきものでありますというふうに述べられてるんです。これは非常に私ども当時から、このメッセージを聞いたときから非常に立派なものだというふうに感服をしていたところですけども、この立場が今若干揺らいできてるんじゃないかという感じがするんですが、この立場については、本来ならばという条件つきながら、国が責任持つべきだというスタンスについては変わっていないのかどうか、いかがでしょうか。市長が答弁願うと一番助かりますけど。

#### ○ 企画調整部長

今御質問者が言われますように、それは当然その覚悟でございます。しかしながら、先ほど私御答弁申し上げましたように、国に再三、再四にわたりましてこのお願いを参りましたが、国の考え方としては、廃止についてはもう決定してるというスタンスでありますので、もうこれについては、もう今からまた国の方にお願ひしても無理であるということからして、先ほど御答弁しましたように、市民の皆さんが安心して治療を受けられるというような方向で公設というふうに方向性を示したわけでございます。

#### ○ 楡井委員

この市長のメッセージは6万人の署名の、これ2回やられたんです。この重さを真摯に受けとめられた結果としてのもものではなかったかというふうに思うんです。今私たちリコール署名やってますけど、このやっぱ6万という数字の重さというのは非常に重たいと思うんです。そこで重ねて市長に御答弁願いたいと思うんですが、いかがでしょう。

#### ○ 助役

基本的な立場というものは変わっておりませんが、その後、やはり情勢の変化がございまして、どうしても市長の方が直接厚労省の方にもかけ合いに行きましたけど、どうしても労災病院としての存続は難しいという判断に立たざるを得なくなったものですから、それに代わる方法として、現在今示させてもらってるような方法で地域医療を支え、地域の住民の方に安心して治療がされる病院をつくっていききたいというふうなことでお願いを申し上げております。

#### ○ 楡井委員

市長御答弁ならぬんですけども、このスタンスはやはり今でも残ってると思います。そう評価したいと思うんですね。ところが今、助役が答弁されたように、諸般の情勢、情勢の変化というような言葉が出てきましたけど、労災病院を、筑豊労災病院をなくすということについては、先ほどから繰り返しますけど、また答弁がないように、理由がはっきりないんです。この筑豊労災病院をつぶすということについての。赤字でもなければ、何か不都合があったわけでも何でもなし。なのにこれを、そして国の責任、本来ならば国の責任がいい、若干情勢が変わりましたというような答弁では、やっぱり国の責任を、国の責任から市の責任になるのか、

今後の討論ですけれども、はっきりしないという状況がまだ続いているというふうに今思うわけです。

別の側面からちょっとお聞きしたいんですけども、平成16年の3月31日に再編計画が発表されて以来、スタッフや特に医師の増減、それから患者の増減、こういうことについての推移というのが答弁できますでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほどの資料の範囲での推移でございますが、19ページに16年の（発言する者あり）19ページ、2番目のちょっと厚めの資料の方でございますが、16年の3月30日の労災病院の再編計画後の常勤の医師の推移としてここに上げさせていただいております。科目的には、16年の4月においては内科11、外科7、整形外科4、脳神経外科2、泌尿器科1、眼科2、耳鼻咽喉科2、リハビリ科2、放射線科2、麻酔科1となっておりますが、再編計画後のこれについては、脳神経外科が16年の4月に休診、また16年の——失礼しました。16年7月に脳神経外科が休診になっておりまして、また17年の7月につきましては麻酔科が休診と、18年におきましては整形外科が休診、また脳神経外科が休診となっております。

患者の推移につきましては、16年の再編計画以後につきましては、先ほどの休診になった現状からいたしまして患者数も減少しております。

○ 楡井委員

医者減少、そして休診の減少が患者減の原因だというふうに説明があったんですけど、それだけではないものがあるのではないかと。やはり自分が今通ってる労災病院がなくなるという、そういう病院に対する、施設に対する、医療機関に対する先行き不安、こういうのも大いに関係してるんじゃないかというふうに思うんですね。

お医者さんが減っているという状況がありますけれども、ふえてる診療科が今あるんじゃないでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

17年度の7月ごろまでの患者数の1日当たりの平均の推移は資料いただいておりますが、内科におきましては入院患者数が13年当時と17年と余り変わっておりません。小児科がもう先ほど休診になっておりますので、外科に関しても再編計画の16年から比べますと、外科についてもさほど変わっておりません。次、整形外科につきましては、16年度1日当たり53.2人でございますが、17年度におきましては62.4ということで、患者数はふえております。それぞれの診療科におきましては、それぞれ推移が違いますが、すべては減少しているということではなくて、患者がふえてる科もあります。

○ 楡井委員

私の質問は、最近お医者さんがふえてないか聞いていたんですよ。（「そうやろ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

失礼しました。申しわけありません。診療科目における医者の増減につきましては、内科の方が16年の4月の11人から18年4月におきましては2名ふえております。直近では12名ということで、16年から比べましては1名医師がふえているということでございます。

○ 楡井委員

内科のお医者さんが2名ふえているというお話ですが、その2名のお医者さんはどこから来られましたか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

詳細については、その2名がどちらから来られたかは把握しておりません。

○ 楡井委員

把握されてない。私聞くとところによると、地域医療振興協会から派遣されて来てる。派遣さ

れたていうのか、招待されたのかわかりませんが、地域医療振興協会から来てるというふうに聞いておりますが、全然聞いておりませんか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

たしか医療協会の方からは4名、労災病院派遣されておりますが、その方々がどこの科の方かちょっと私どもで掌握しておりませんでした。申しわけありません。

○ 楡井委員

以前からおる人もおるそうですけども、最近来た2名の人はそういうふうに今聞いてるわけです。

それで、内科のお医者さんはこれで、ここに数字もありますように、18年の10月で12名ということになってますが、そんな形で地域医療振興協会からもう既にお医者さんが来てる状況があれば、この整形外科のお医者さん、それから泌尿器科のお医者さん、それから神経、脳神経外科のお医者さん、こういう人たちがなぜ来てくれないんでしょうか。そういう要請はやってるんでしょうか。いかがですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

医師の派遣につきましては、労災病院の方で鋭意、院長、事務局長によって、そういったとこの要請を、まず関係のある九大、久留米大、産業医科大の方に引き続き行っておるといことでございます。

協会につきましても、今4名派遣されておりますが、そういったところのお話を労災病院の方からも協会の方にはお伝えはされております。

○ 楡井委員

今労災病院の経営上は正確にはわかりませんが、診療の一番大きな柱はやっぱり内科と整形外科だと思うんです。リハビリももちろんありますし、その1つの柱が、大きな1本の柱が休診になって医者が確保できないという状況の中で、内科のお医者さんは来てるというアンバランスがあると思うんです。

それから、泌尿器科のお医者さんは、労災病院のお医者さん、門司労災に行ったんでしょ。こういう状況は何を表してるかというふうに評価されておりますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほど門司労災の方に行かれたということについては、私の方では承知しておりません。

○ 楡井委員

これは既に討論やっていますよ。この筑豊労災病院のお医者さんが門司労災に行ったちゅう話は。これ結局、内科は現状維持でいこう、頑張っていこう。さらに脳神経外科、それから整形外科、そのほかの休診してる所ありますけど、そういうところのお医者さんは補充しない。そして現在しっかり頑張ってる所の泌尿器科のお医者さんは転勤させる。これ労災病院つぶしというふうに評価してもおかしくないんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

整形外科の医師が今現在不足してるということの実情に関しましては、医者の開業とかいろいろ医者の方々の事情によっておられなくなったとか、また、本人の希望によってほかの病院の方に転院されたと、いろんな諸般の事情があつての休診になってるものも考えられると思いますので、労災病院の方とかその方でそれをなくすために、そういったとこの診療科が休診になったということは聞いておりません。

○ 楡井委員

泌尿器科のお医者さんが門司労災に行ったということを掌握しておりませんと答弁しとって、その後今のような、推測の答弁、これは成り立たんですよ。（「いや、答えれちゅけ答えたら」と呼ぶ者あり）じゃ、別の方向からお尋ねしますが、じん肺の患者さん、先ほど90名で言われましたね、労災病院。この患者さんの増減はどうですか。（「時間かかるかな」と呼ぶ

者あり)

○ 企画調整部長

じん肺患者につきましては、今現在掌握してるのが、現在数が90名おられます。そのうちの入院患者が16名、この過去の推移については、ちょっと承知いたしておりませんのでよろしくお願いたします。

○ 楡井委員

このじん肺の患者さんの数字の推移は、以前から大体90名というふうに言われてきてますから、そう大きく減ったりふえたりしてるということはないんじゃないかと思うんです。

それで、このじん肺の患者さんは現在嘉穂病院と筑豊労災病院と2カ所以外で治療あつてますか、嘉飯山の中において。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

嘉穂病院と労災病院以外では掌握しておりません。

○ 楡井委員

掌握してないということなんでしょうか、それとも、それ以外にはないということなんでしょうか。掌握してない、わからないちゅうことですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

わからないということでございます。

○ 楡井委員

このじん肺の患者さんは、やはり現在聞くところによると、この治療をしてももうからない、病院としての利益が上がらないというふうに聞いてるんです。それは事実でしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

もうからない、もうかるというところのとは、はっきりしたところは聞き及んでませんが、治療あたりはいろいろと難しいということだけは承知しております。

○ 楡井委員

利益がなかなか、これから利益が出るというようなことはなかなか大変難しいという状態の説明があったわけですが、そういうそのもうからない、利益が上がらない治療を今後民間の病院でやっていくということに、今皆さん方考えられて進められようとしてるわけです。果たしてこれが患者さんがおる限り、やはり国の責任でという位置づけとして、果たしてきちんと守れるかどうか。患者さんの治療が新しいその組織、指定管理者制度といいますか、病院でキッチンとやっていけるかどうかという。確かに約束事といいますか、契約の中にはそれが入るでしょう。入るでしょうけれども、それが果たして続けられていくのかどうか、そういう点については、答弁をというふうに言ってもなかなか大変でしょうけど、それに対する不安というのは当然大きいと思うんです。そう思いませんか。

○ 企画調整部長

まず、じん肺患者の件をお話しする前に、ちょっと一言御答弁させていただきます。平成19年の4月1日から、私の方が指定管理者でお願いしてます地域医療振興協会において整形外科、それから小児科、これについては平成19年の4月1日から診療開始すると。それから、平成20年の4月1日から、実際これ飯塚市が公設民営で行う際には残った今の休診科目についてはすべて再開、再開するというようなお約束、合意を得ております。

なおかつ、じん肺患者につきましても、今治療を受けられてる患者の皆さんが安心して治療を受けられるようにということでのお約束といいますか、合意といいますか、そこは得ております。今後そこを見定めていくためにも飯塚市と、それからこの地域医療振興協会、それから地元の医師会等々含めましたところの、経営委員会といいますか、検討委員会といいますか、そういうのを設置しまして、そこらあたりを十分に市の方もその中に入れていただいた中で、キチッと患者さんを見ていただくというふうな形で今後とも進めてまいりたいというふうに考

えております。

○ 楡井委員

もってくれるかどうかという形でいえば水かけ論になるというふうに思いますので、これは推移を見なきゃならない問題だと思うんです。

それで、話を先に進めさせていただきますが、その推移を見守っていくためにも、どうなからんないかんかという問題と関連しますが、指定管理者制度の問題に関してなんですけど、厚生委員会で、先の9月議会の厚生委員会の質疑で指定管理者制度の採用の際、地方独立行政法人と比較検討した上で決めなさいという総務省の通達があるということを一明らかにいたしましたし、皆さん方もそれを認めました。

それでまず、そのときは討議、質疑になりませんでしたけれども、この地方独立行政法人とは何ぞやということについて説明していただけますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

どうもお待たせいたしました。この地方独立行政法人といいますのは、この住民の生活、地域社会および地域経済の安定等の公共上の見地から、この地域において確実に実施されることが必要な事務および事業であって、地方公共団体がみずから主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には、必ずしも実施されない恐れがあるものと地方公共団体が認めるものを、効率的かつ効果的に行わせることを目的としてこの法律に定められております。

○ 楡井委員

その地方独立行政法人に対して議会のチェックは入りますか、入りませんか。議会がチェックできるような組織でしょうか、違いましょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

後ほどお答えいたします。

○ 楡井委員

この組織は、地方独立行政法人というのは、議会に行政は報告しなければならない制度なんです。覚えておいていただきたいと思います。

この問題については、総務委員会で討議をしとるわけです。それで当然今日またこの病院関係を指定管理者制度に移すということで議題になる、討議になる、質疑になるというのは当然わかってるんじゃないかと思うんですけど、それで、先ほど総務省の指示を御紹介しましたけど、地方独立行政法人と、この指定管理者制度、労災病院を移そうというわけですけども、この2つを検討してどちらかに決めなさいという指示ですけども、これはなされましたか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

独立行政法人と指定管理者との、それについてのどちらかにしなさいというところの内容についての検討はしておりません。

○ 楡井委員

主幹のその検討してないということですけども、私が質疑をしたときには部長おられたんです、その委員会の場に。当然今日こういう質問が出るんじゃないかというような予測がしませんでしたかね。

○ 企画調整部長

今、楡井委員さん言われますように、厚生委員会の中でこの独立行政法人という御質問があつとります。私が答弁申し上げたのは、この独立行政法人については、今後十分に中身を調査して検討をしまいりますというような御答弁をしております。しかしながら、今回の公設民営型でございます指定管理者の地域振興医療協会につきましては、この独立行政法人との比較検討はいたしておりません。

○ 楡井委員

じゃ、なぜしなかったんですか。総務省はしなさいて指示しとるわけですよ。それで、この指定管理者制度に移行しようというふうに皆さん方が考えられた時点ていうのは、福大が、これもっと前かもしれないけれども、先ほど時系列的に説明があった中でいえば、7月31日の福大の通知以降の話でしょ。そういう意味では、9月20日に新聞発表されるまでの間に、そういうことを検討する日にちというのは十分あったんじゃないかと思うんです、いかがですか。

○ 企画調整部長

7月31日で福岡大学の方から、断念の回答をいただいております。しかしながら、機構の方は8月いっぱいまでに、労災病院の後医療について早く見出してくださいというような、いわゆるせっぱ詰まった期間の短い期限を切られております。飯塚市としましても、この労災病院の後医療についてどんなふうにしたらいいかという、この1カ月間の中で、この比較検討というのがどうしても無理な、期間的に無理なということがありましたもんですから、労災病院の先生方からのお知恵を、御意見等もいただきながら、この地域医療振興協会というところと私の方がある程度のお話しを進めさせていただいたというような経緯でございます。

○ 楡井委員

今のその説明では、比較検討しなかった理由にはならないと思うんです。そういうことから、逆といいますか、別のことから考えれば、国の方針や指示、通達、時間がなけりゃせんでええちゅうことですか。そういうふう聞こえますよ、いかがです。

○ 企画調整部長

国の方は確かに独立行政法人と、それから指定管理者と十分に比較検討した中で、どちらがよいのかということ十分に検討してもらいたいというような通達文書が参っております。しかしながら、先ほど冒頭で申し上げましたように、8月いっぱいまで飯塚市の方向性を示してくれというような機構からの申し入れがありましたもんですから、私の方もかなり熟慮しまして、検討しまして、この地域医療振興協会ということで話を進めさせていただいたというのが経緯でございます。

○ 楡井委員

じゃ、今後県の通達や、国や国の方針や通達や指示、さらに県のそういうたぐいのものがあるって、時間がなければ、そういうのを無視するという姿勢で進め、市政運営していくというふうに理解していいですね。

○ 企画調整部長

決してそういうことではございません。先ほどから御答弁させていただいてますように、今回の件につきましては、そういうふうに短期間でということがございましたもんですから、ぜひとも御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

だから短期間の中であれば国の方針は無視すると言ってるじゃないですか。じゃ、ちょっと別の方向から考えてみますと、9月の議会で国保条例の改定がありました。そして10月1日から保険料やそれから育児、お産の助成といいますか、これが上がったりしましたよね。この法律は私たちは反対して、この30万円が35万円になることについては賛成だけでも、そのほかの医療費の値上げについては反対だというふうな討論をしました。そのときの理由が、そのときの理由が国の方針だからやるんですという答弁なんです。そのことと今部長が言われている答弁とは矛盾しますよね、矛盾しないと思います。一方では国のことだから少々住民犠牲になったってやるんだと、一方では今言われたような形で時間がなかったから国の方針は目をつぶると、御都合主義じゃないですか、言わせていただければ。

○ 委員長

暫時休憩をいたします。



休憩 13:45

再開 13:50

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

はい、お答えいたします。労働者健康福祉機構は8月いっぱいまでに市の方向性を示してくださいというようなことを言われております。で、飯塚市としましても、この8月いっぱいまでに何とかこの労災病院の後医療の方向性を示さないかんという中で、この地域医療振興協会と十分に詰めさせていただいた中で、このような方向性が見出しましたものですから、これを独立行政法人との比較とかいうことになったら、なかなかその時間的な余裕もございませんので、こういうことで方向性を示したということで十分御理解をいただきたいと存じております。

○ 楡井委員

先ほどから指摘しておりますように、厚生委員会の場で部長は今後は十分検討をする、考えさせていただきますと、こう言うところなんです。言うところでしょうが、先ほど言われたように。結局、その自分たちの都合というふうに言うちゃ失礼かもしれませんが、やっぱり御都合主義だと思うんです。今後もこういうのが続くということになるんですか。大いにこれ改めていただきたいというふうに思います。

次、その指定管理者制度になった場合、市立病院ということでありながらも、実際それにはお金は出さないということになりますけれども、市長が指定管理者に対して指導監督できるということになってるんでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室長

病院の場合も公の施設の一端でありまして、地方自治法の244条の2、公の施設の設置管理の条項の中の10項目に指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務、または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができるというようなくだりがありまして、合併後の指定管理者を指定する場合の指針の中にもそういう方向性を織り込んで、実際協定する場合は、そういう項目を導入するようになっています。

○ 楡井委員

業務報告だとか、今言われたようなやつは書類を行政の方には提出する。それに基づいて市長が監督することはできるということですのでけれども、これは議会へ提出したり、公表するというような義務はついておりますか。

○ 病院・老人ホーム対策室長

逐次報告の義務は課せられておりませんが、その委託業務といいますか、そういうふうな経費についての、決算時における認定に際しての報告義務はあると認識いたしております。

○ 楡井委員

単なる報告義務だけですよね。議会からなかなかそのチェックが入らないシステムにこの指定管理者制度はあるわけですね。ですから、先ほどから私言うように、地方独立行政法人の方がやっぱり行政と、それからそれを管理運営していく機関の人と、議会も含めた市民の人たちの力で守り立てていこうというのがいいんじゃないかというふうに言ってるわけです。

ですから、今市民病院という形でダッと報道されて、市民病院への期待というのが非常に大きいわけです。この期待が大きいのがゆえに指定管理者制度で運営して、これが裏切られることになるんじゃないか、そういう不安も一方ではあると思うんです。これについては先ほどからしっかり契約のときに管理をするというふうに言われております。これが今のこの行政の皆さん方から提出されたのが30年契約とか非常に長いスパンの問題ですから、なかなかその今日の明日のという形で結果が出てくることにはならないかもしれません。もう30年

後ちゆたら、ここにおられる方みんなこの世にはおらないというような人にも、ことにもなるかもしれませんから、そのとき我々の責任がどうのこうのということにはならないかもしれませんが、しかし、子や孫につながっていくわけです。そういう意味での不安がないようなふうにしていかないかんというふうに思いますので、引き続きチャンスがあればまた質疑を行いたいというふうに思います。きょうはとりあえずこれで。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

私は行政は失敗から教訓を明らかにし、先に進んでいく必要があると思うんですが、特に今この段階で福大の誘致が成功しなかった問題について考えておく必要があるだろうと思うんです。

福大の関係でいうと、当時市民の間では国の責任で労災病院のまま存続してもらいたい6万数千、それから、公的病院として存続してもらいたい、これも6万数千の署名が集まって提出されておったわけです。世論全体としてはそういう声が大きかったんです。ところが、飯塚市は、あるいは合併前の1市4町は、国の廃止方針は閣議決定だからもう変えられないという麻生総務大臣の言ったことをそのまま受けて、後医療検討委員会をつくるわけです。そして手がけていったのが福大誘致だったわけです。

そこで、この福大誘致の問題について少し聞いておきます。まず、今日提出の資料集の7ページに、福大、福岡大学との交渉状況というのがありますけれども、平成18年2月14日、福岡大学へ要望書、1市4町市長、町長、飯塚医師会会長の連名を筑豊労災病院後医療検討委員会正副委員長が提出というふうに書いてあります。この正副委員長どなたですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

筑豊労災病院後医療検討委員会の委員長は、旧筑穂町の永芳町長でございます。副委員長は飯塚医師会の谷口会長、もう1名は旧庄内町の縄手議員でございます。

○ 川上委員

3人そろって提出に行かれたわけですね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

提出につきましては、先ほど申しました委員長、永芳委員長と副委員長の谷口会長で行かれています。

○ 川上委員

なぜ副委員長は行かなかったんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

行かれておりません。

○ 川上委員

理由は。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

詳しい事情は聞いておりません。

○ 川上委員

2月10日の事件はあなた御存じないですか。それで、その2月14日に提出とありますけれども、この要望書、日付はいつになってますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

本来であれば1月のたしか31日だったと思います。

○ 川上委員

もう振り出しから物すごいんです。2月14日に1月31日付の要望書をあなた方、福大に持って行ったわけですね。確認しましょう、そうですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

1月30日、日付では2月14日に要望ということになっておりますが、事前に委員長と副委員長でお話しが福大の方にされておまして、そのときにはまだ要望書を出してないと、しかしそういったところのお話しはもう既に、1月30日に終了したということで、日付的には2月14日になっておりますが、既に1月30日にはお話をできておったということでございます。

○ 川上委員

合併を前に1市4町を騒がせた旧庄内町の汚職事件、これを挟んで1月31日付の文書をあなた方は2月14日に福岡大学に持っていくわけです。これが福岡大学との正式の交渉の出発点なんです。物すごいです。

そして、この年度、合併直前に筑穂町はその福大誘致のための基金を創設しますね、幾らつくりましたか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

5,000万円でございます。

○ 川上委員

これは何に使う予定だったかわかりますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

福大誘致の暁には、そういった有効に使うということで基金が積み立てられております。

○ 川上委員

それおかしいでしょう。福大誘致の暁に有効に使う。答弁それでいいですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

検討委員会におきまして、永芳町長の方からいろいろ大学との交渉の中で、各市町村につきましては、基金をそのまま市の方に持っていくというようなありますが、委員長としてはこれを、自分としては本来は1億ぐらいは基金を積み立てて新市に持っていきたいということでございまして、それが実際は筑穂町の方のいろんな財政的な問題から、財政調整基金の中から5,000万円を新市においても福岡大学の誘致にかかわるものとして積み立てておきたいというふうなところで条例化されております。

○ 川上委員

ですから、これは何に使うつもりだったのかと聞いているわけですよ。（「おれが答えちゃろうか」と呼ぶ者あり）まあ、答えて。（発言する者あり）

○ 委員長

そんな議事録が残っちゃうだろうが、合併協議の中でも議事録が残ってますよ。永芳さんが何に使うかちゅうのも言ってますよ。だからそれは……。暫時休憩いたします。

休 憩 14:02

再 開 14:03

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

失礼いたしました。ちょっと私の認識不足でございます。福岡大学附属病院誘致推進事業基金ということで、推進、誘致する前のいろんな準備金ということで基金がつけられております。

○ 川上委員

だから、これは前の永芳町長が言ったとおりなんです。事業が誘致が成功した暁に使うとかいうんじゃないくて、誘致のために使うお金、福大が来るためにはこれぐらいのお金が要ると判断したんです。で、これは結局は使ったんですか、使わなかったんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

使っておりません。

○ 川上委員

それで、福岡大学との関係、これは書いてます。2月14日が終わって、合併が3月26日、そして4月23日が市長選挙、これを越えるころまでは順調だったんでしょ、福岡大学との交渉は。ところが、市長選挙が終わって、齊藤市長が会われます。その後6月13日午後から交渉状況は難しくなるわけでしょう。そして7月3日にはもうこれでいくと、もう交渉はできないというふうに読めますよ。そして7月19日、そして7月31日に最終的な最終回答書が、断念の回答書が齊藤市長に提出されるわけです。

それで、お尋ねしますけれども、その福岡大学との交渉、いつの時点でどこで一致していて、どこで不一致だったのか、どう考えてますか。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

不一致と申しますか、合併前の検討委員会の方から要望書を出されまして、それについての御解答というのが正式にはあっておりません。ですから、そのこのところでちょっと不安なところがございましたが、その合併後においても福岡大学の副学長が、この誘致問題については●ゼンニ●となりましていろいろ交渉した中では、快く市の方の考えを受けていただきまして、また飯塚市議会の方の意向も十分踏まれておりまして、最終的には価格の交渉、幾らぐらいでその福岡から市が譲渡を受けられる話になるのかと、最終的には大学の方がそれを譲渡を受けることとなりますが、その仲介役として市の方がどれぐらい交渉されておりますかという具体的なそういったところを話をしておりますので、そこまではスムーズな誘致に向けての折衝が行われたというふうに感じております。

#### ○ 川上委員

今のお話しであったら、不一致点まで行き着いてなかったわけね。ずっと一致し、一致し、一致し、一致しいってきてたわけでしょう。これが急転直下、断念でなるんだけれども、その破綻の原因は何だとお考えですか。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この資料に書いておりますように、理事長が、大野理事長が今年の1月ごろに理事長になられまして、なかなか、後でお聞きしましたら、体調が、その時点から悪かったと。そういう中で、なかなか理事会が開催されないということで、飯塚市からの誘致に対する要望を十分受けた中で早く理事会を開催して、飯塚市の方の御期待に応えたいということでございましたが、理事長がなかなかそういった体調不良ということで、理事会が開催できないということと、いろいろと大学側も病院をいろいろつくっておりますので、そういったところの資金とかいろんなその条件が合わなかったと。

そして、機構の方からは8月までに回答をいただきたいということが再三申されておりましたので、こちらもちきちんと時間を守った上で報告書を出したいということでそういうことを申し上げましたら、なかなかそういった理事長が亡くなられまして、その後のまた後任の中でいろんな問題が抱えた中で、この飯塚市の福大の問題につきましてもちょっとなかなかすぐにそういったこの理事会に諮って審議する状況にはないということで、今回は断念せざるを得ないということでございました。

#### ○ 川上委員

だから、その教訓は何かと、教訓は。部長、お考えがありますか。

#### ○ 企画調整部長

お答え申し上げます。繰り返しになりますけど、労災病院後医療検討委員会の中で報告書が出されております。この報告書の内容は福岡大学を誘致するというような内容になっております。新市になりまして、齊藤市長が誕生いたしまして、齊藤市長もこの一番の大きな課題として、この労災病院の後医療ということで十分に承知されておりました。早速これに掲示いたしますように、5月の10日の日に早速市長は福岡大学の学長と御面会いただいております。この内容についても、答申の内容に沿って、福岡大学をぜひとも飯塚市の労災病院の後医療とい

うことでお願いしたいというような御要請をなさっております。その後を受けまして、私をはじめ対策室のメンバー等ともども、いわゆる学長から委任を受けました副学長と、菊池副学長と数回、四、五回にわたりまして詰めております。

当初は、この福岡大学附属病院をぜひとも労災病院の後に行きたいというような感触は十分に伝わってきておりました。しかしながら、先ほど主幹が申し上げましたように、理事長の急逝なり、また福岡大学が附属病院を増設してるといような資金繰りとか、それから重要課題を抱えてるといような状況で、8月いっぱいまでにはこの結論は出し切らないといような副学長の考えがございました。そういうことから、今回の福岡大学の附属病院の誘致については、福岡大学もしぶしぶ断念させていただきたいといような御回答が口頭でまずありました、7月の下旬ごろですか。ならば、そういうふうな文書を学長名で市長に出していただきたいといようなことで、7月末にそういうような内容で断念とい、残念ながらのこういうような回答をいただいたというのがこれまでの経緯でございます。

#### ○ 川上委員

経緯は聞いてないんです。それで、教訓はやっぱり身につけてないですね。私を感じるところの教訓を言いましょう。考えてください。

1つは、閣議決定でもないのに、閣議決定だと言って、国がみずからの責任を放棄して労災病院をつぶすと言ってるでしょ。これに飯塚市が言いなりになってる。これが問題の第一です。

それから、問題の2つ目は、住民は国の責任で存続してもらいたいと、労災病院のまま。あるいは公的病院として残してもらいたいといのを13万の署名をもって要望しておるにもかかわらず、この圧倒的な住民の世論に背を向けてこの問題を進めたことです。

それから、3点目は強引、強引な手法によって時間がないとか、非常にいつて強引な手法によって公的機関ではなくって、民間機関に話を持っていったこと。私はこの3つの点が教訓として導くべきやないかと思うんです。部長どうですか。

#### ○ 企画調整部長

今、川上委員がおっしゃいますように、国の機関としてこれ存続させるということが本当なら一番いい方法だと私も考えております。しかしながら、先ほどから御答弁申し上げてますように、国の方、いわゆる厚生労働省の方に強くお願いにいきましたけど、結果的に国の方も廃止は決定いたしておるといようなことでございます。そうならば、飯塚市としましても、これ先ほどから御答弁してますように、地域住民の皆さんが安心して病院に受診でき、そしていつまでも健康な姿で生活していただくためにも、そうするにはどのような方法が一番いいのかといのを十分に検討しました結果、いわゆるこの労災病院の後医療としては飯塚市が買い取りまして、そしてその運営を当協会の方にお願ひするのが一番ベターじゃないかといような考え方をお示したことでございます。

#### ○ 川上委員

じゃ、余り反省もしてないし、教訓も引き出しておらないということが明らかになりましたので次いきますけれども、それでは、そういう状態のままあなた方は、地域医療振興協会と交渉に入っていくわけですよ。それで、その労災病院で勤務してる医師の紹介といような非常な無責任なことをおっしゃったんですけども、地域医療振興協会とあなた方が最初に協議したといのは、資料を見ますと8月8日です。労災病院と穎田病院、市立です。話をするんですけども、これから盆明けの8月16日になると、あなた方新しい条件を加えてくるんです。福祉施設、愛生苑とか志ら川荘も一緒にお願ひしますよとい相談の仕方するわけですよ、指定管理者で。そして8月の23日にそれならいことだったかどうかわかりませんが、現地調査を協会と一緒にすると、そうすると、8月の28日の月曜日に、協会が筑豊労災病院については飯塚市立病院になれば、私どもが指定管理者となってもいいですよとい回答ですね。しかしながら、穎田病院と福祉施設については地元の医療福祉法人にお願ひしたいと、本

当にこう言ったんですか、そう書いてあるんです。物すごい急展開です、御苦労なさったと思います。そして、一定期間置いた後に、9月の12日の火曜日に協会が飯塚市の示す条件を確認したということになってるわけです。それで、この協会との関係は8月8日以前はなかったんですか。

○ **病院・老人ホーム対策室主幹**

経営の中では、労災病院とのかかわりの中で私の方も今後の地域医療にどのように残していくかということで、労災病院の先生方とお話し、先生方といますか院長とお話した経緯がございます。その中で地域医療振興協会の御紹介があった中で、そういったとこの、私の方からすれば事務的には、どのような協会の方と電話でもお話ししたことはありますが、直接お会いしたことはございません。そういった中で8月8日前にはお会いしておりません。

○ **川上委員**

主幹が最初にダイヤル回したかどうかわかりませんが、最初に電話をかけたのはいつですか。

○ **病院・老人ホーム対策室主幹**

ここの資料にございますように、6月の厚生労働省との交渉記録の中に6月12日ございますか、その受けました後に、ちょっといつの日に電話かけたかわかりませんが、その後そういったところでどういう協会なのか、いろいろとパンフレットを見たり、いただいたりした経緯はございます。

○ **川上委員**

それでちょっと脱線するかもしれませんが、先にちょっといってみます。それで、あなた方は9月の14日の日に記者会見をしようとして記者会見失敗しましたね。どうしてですか。記者会見成立しなかったでしょ、記者が帰ったんじゃないですか。

○ **委員長**

暫時休憩いたします。

休 憩 14:18

再 開 14:27

○ **企画調整部長**

お答え申し上げます。9月の15日にこの筑豊労災病院と顛田病院、それから愛生苑の方向性につきまして新聞記者との懇談会ということでのお願いをしてきておりましたけど、私どもの方の――失礼しました。9月の14日でございます。9月の14日にそのようなことで懇談会をお願いしたいということで、私の方がお願いいたしておりましたけど、私の方の不手際で新聞社の方が記者会見というようなことで受けとめられておりました。そのことから、新聞記者の方も記者会見でない懇談会であるのならば、この9月の14日のいわゆる懇談会については受けられないというようなことで拒否されましたものですから、この日は実際できなかったというような経緯でございます。

○ **川上委員**

実は、この9月14日付の朝刊、西日本新聞と、私が確認しただけでも西日本新聞と読売新聞に次のような記事が載ったんです。自治医科大学、ここの病院のOBが地域医療振興協会会員であるということなんですが、そのもともとの自治医科大学の病院で、ことし4カ月間にセレウス菌、院内感染で24人が感染し2人が亡くなり、失明者も出るという事件があったことが報道されたわけです。それによって記者会見を急遽中止したのではありませんか、お尋ねします。

○ **企画調整部長**

これ記者会見を記者の方から拒絶されたのは、先ほど申し上げましたように懇談会ということで私の方はお願ひしてましたけど、実際新聞記者の方は記者会見というようなことで受けと

められておりましたので、中が違うじゃないかということでの拒否でございます。

○ 川上委員

ところで、それは、その懇談会の目的は何だったんですか。

○ 助役

私の方からお答えさせていただきます。実は14日の日は愛生苑が当時広域圏で運営されておりました、それぞれ桂川町、あるいは嘉麻市の方に飯塚市に財産を譲渡していただくようお願いをいたしておりました。それが桂川町が15日の日に最終日で議決をされるというようなことで、嘉麻市さんにちょっと何ていうんですか、十分な説明はしておりましたけど、そこら辺の何ていいますか、感情的なものも配慮いたしまして、新聞でポンと事前に乗った場合にはいかがなものかなという、ちょっと配慮があったもので、懇談会の中でそういうふうなことをお願いしようかなと思っておりましたけど、もうその入る前に、事前に懇談会であればということで、先ほど部長が答弁いたしましたように、延期になりましたので、その日はそういう理由ということで流会いたしております。

○ 川上委員

そうすると、ちょっとさかのぼりますけど、地域医療振興協会が筑豊労災病院の指定管理者になることについて了解したというような返事をしたのが8月28日ですね。つまり穎田病院と福祉施設については、地元の医療福祉法人でどうにかしてもらいたいというふうに言ったどうかわかりませんが、そう書いてるんですが。そうすると28日、月曜日です。その週の金曜日、9月1日にあなた方は飯塚病院の代表と、この2つの穎田病院と福祉施設の問題について協議を開始してるんです。

そして、9月の8日、ちょうど丸一週間後、飯塚病院はもうこういう一週間というのを直ちにいったいいぐらいの時間と思うんですが、直ちに合意したわけです。9月8日には飯塚市と飯塚病院の間で条件確認もしてるんです。ところが今のお話だと、9月の14日の段階で嘉麻市は知らなかったということです。そのとおりですか。

○ 助役

嘉麻市さんが知らなかったということではございません。事前にそれぞれ市長、あるいは担当者が協議はさせてもらっておりました。

○ 川上委員

いずれにしても記者会見というか記者懇談会で気を遣わなければならないほどあなた方は大変急いであったということがわかるわけですが、資料に麻生グループとの交渉状況というのがあります。何ページになりますか、21ページに株式会社麻生グループとの交渉状況というのがあります。これは不思議な資料なんです。不思議でしょう。1行目に株式会社麻生グループとの交渉はございませんと書いてあるんです。下に書いてある4件は麻生グループの交渉状況を書いてるわけです。ちょっとあとでたまたまですが、この9月1日と9月8日の8日間の真ん中、9月4日に齊藤市長が福岡のホテルニューオータニ博多で麻生泰氏、麻生グループの代表取締役社長とお会いになってるんです。この資料少しおかしくないですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

ここの資料の中で、21ページの中でグループとの交渉はございませんというこの文言について、ちょっと私の方で作成したものでございますが、先ほど特別委員会の中で、飯塚病院グループとしての交渉はございましたと、グループとは何ぞやということで冒頭に御説明しましたが、麻生グループとの交渉はございませんというふうな御回答をしておりました関係から、私の方でちょっとこの文言をこのような間違っ上げておりました。

○ 川上委員

委員長、今のは資料訂正ということですか。

○ 委員長

資料の今のは訂正を言ったの。そうじゃなくて使い分け。要するに、麻生グループと飯塚病院グループと、担当主幹もう一度。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほど特別委員会の方では、飯塚病院で新たにその編成されましたグループとの交渉をしておりますが、麻生グループとの交渉はしておりませんということでお答えさせていただきます。申しわけありません。

○ 川上委員

じゃ、もう訂正しないということですね。じゃ、この資料撤回してください。市長の責任で撤回したら、おかしいでしょう。（発言する者あり）

○ 委員長

暫時休憩をいたします。

休憩 14:37

再開 14:37

○ 委員長

委員会を再開いたします

○ 企画調整部長

ここに21ページに記載いたしております株式会社麻生グループとの交渉はございませんというふうに書いております。これは私どもの方はあくまでも飯塚病院グループと交渉を重ねてきたということで、麻生グループとは交渉はいたしておりませんというふうに記載いたしております。ここに日にちごとにずっと追ってありますけど、9月1日、これ助役が会ってます。これもあくまでも飯塚病院、飯塚病院グループでございます。それから、9月の6日、これも飯塚病院、9月の8日も飯塚病院、しかしながら、9月の4日に齊藤市長がここで株式会社麻生代表取締役社長麻生泰氏と面談ということになっております。ここらにつきましては、齊藤市長がいわゆる飯塚病院の一番もとといえますか、一番上ていえますか（発言する者あり）これは株式会社麻生の社長とお会いになったという経緯でございます。（発言する者あり）（「ちょっとあれやね、ここ1行消せばすんなりいくっちゃないと」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○ 委員長

いや、うそとかじゃなくて、何かこう……。暫時休憩いたします。

休憩 14:39

再開 14:44

○ 委員長

委員会を再開をいたします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

申しわけありません。ちょっと文言がちょっと食い違っておりますので申しわけありません。

ここに上げておりますのは、飯塚病院が新たにグループを編成いたしまして、9月1日から9月8日までそういった病院関係の方々とお話しをしております関係上、この文言については、株式会社麻生グループとの交渉はございませんということについては削除させていただきたいと思っております。

○ 委員長

委員さんに諮ります。ただいまの資料の訂正で削除の話があっておりますので、これに御了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

では、削除することに決定をいたします。

○ 川上委員



ということで、その麻生グループと交渉を始めたのは9月1日、で、条件が確認されたのが9月8日、真ん中の9月4日に齊藤市長が麻生泰社長とお会いになったということを改めて確認します。

そこで、9月4日、麻生泰社長と齊藤市長お会いになって、ホテルニューオータニ博多、お会いになってどういう話をなさったのかお尋ねします。

○ **市長**

下に書いてますように、潁田病院、愛生苑の一体的運営に関して、事務局が1日の日にそういうふうな話を助役等でやっていますので、それをそういうことで可能性があるでしょうかというような形をお話しさせていただいたと思っております。

○ **川上委員**

筑豊労災病院についてはお話がなかったですか。

○ **市長**

この段階では筑豊労災病院の話は一切してないと思います。随分そりゃ私、この時点のことでいえばそうですけれども、一切このときはしてません。

○ **川上委員**

この時点では話しておらないという答弁確認します。

それで、次に進みますけれども、先ほどから言葉が出ました飯塚病院グループの問題です。10月5日の本特別委員会において市立潁田病院の譲渡先としている医療法人博愛会および愛生苑の譲渡先としている社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会について飯塚病院グループであるとの説明がありました。

そこで私は飯塚病院グループというのはどういうもので、概要がわかる資料を提出を求めたところ、どういった内容か確認して、次回までに準備したいとの答弁があったわけです。その後、医療福祉事業の現状という表題の資料が13日付で提出されております、この資料です。提出されております。この図の中で潁田病院が左側にあります。黒い四角の上から2つ目に療養型病院等と書いてある、この療養型病院等の位置に潁田病院が96床あるわけです。潁田病院、このグループの中でどういう役割を果たすことになるんですか、お尋ねします。

○ **病院・老人ホーム対策室主幹**

潁田病院につきましては、民間移譲になっても、いわゆる地域の医療を継続するということが前提でございますので、現在内科、また外科等の医療もでございますので、基本的には地域住民のための医療をまず、医師をこちらに来ていただいてまず診療していただくというのが基本的にはございます。

そのほか、ベッド数がありますので、そのベッド数についても療養型のベッド数として、このようなグループの中でうまく活用していきたいというふうな考えでございます。

○ **川上委員**

この療養型病院というのと、現在の潁田病院の機能の違いはどういったところにありますか。

○ **病院・老人ホーム対策室主幹**

潁田病院におきましても、現行におきまして今一般病床、療養病床と2つございます。病床数につきましては一般病棟が53で、療養型が43ということでございますので、そのまま民間病院になりましてもそれをうまく病床を活用していきたいということでございます。

○ **川上委員**

うまく病床を活用したいという意味は、これは100%療養型にするという意味ですか。

○ **病院・老人ホーム対策室主幹**

ここに上がっております療養型ということで、療養型の病院等ということで掲げておりますので、等となっておりますので、先ほど申しましたように一般病床と療養型とあわせもつ病院でございます。

○ 川上委員

田川新生病院の現状を見れば大体想像はつくと思うんですが、愛生苑と志ら川荘については、左の方の一番下です。健康自立という位置にあります。これはどういう役割を果たしますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

健康自立といいますのは、愛生苑の入所につきましては、これも特別委員会で御報告いたしましたが、生活的な、経済的に余裕がない方、いわゆる非課税世帯とか、また家庭環境でいろいろありまして、入所を希望される方が愛生苑に入っておられます。ですから、その方々のもう高齢化、いずれは高齢化されまして、いろいろと健康の面とかいろんな面も施設の運営面でやっていかなければいけないようなこともあります。また、養護老人ホームにつきましても、介護の方の改正によりまして、介護ができるような施設も施設の中につくらなければならないというような状況もございますので、そういったところの、ここでいう健康自立というのは、やはりそういったところにならないような体制づくりを民間にお願いしたいということがございます。

○ 川上委員

愛生苑の定員は現在120人、入所数77です。志ら川荘は50人定員で入所者数は31人ですか。合わせて定数170人です。譲渡した後は定員が120人と書いてます。定員50人減ることになるんですか、お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

愛生苑につきましては定員120人ということになっております。志ら川荘につきましては50数名の方おられますが、当時の交渉といたしましては志ら川荘の入所者を愛生苑に移すと、その中で愛生苑の、志ら川荘の中ではもう健康上養護施設じゃなくて、老健施設に入所しなければならない方もおられます。そういう方を除いたところで、愛生苑の措置替えいたしますと愛生苑の方が79名で、そういう方々が大体30数名おられますので、定員120名のところを110名程度の入所者の数になります。

○ 委員長

川上委員にお願いがございます。労災病院に関連して穎田病院、愛生苑の話であればよろしんですが、そのあたりが一応区切りがついておれば次回以降にこの穎田病院、愛生苑の審議は入らせていただけたらと、このように思っておりますので、御協力願いたいと思います。（発言する者あり）それから先をお願いします。（発言する者あり）できるだけ御協力を。

○ 川上委員

要するに170現在定数が、定員が120人に、50人マイナスになるということですよ。ところで、この1ページのこの資料の中に飯塚病院グループという言葉はどこにありますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

言葉的には飯塚病院グループとございませんが、ここの文言からずっといってきますと、飯塚病院を中心にした新たに博愛会、柏芳会をここに入れたところのグループを編成するというので、飯塚病院グループというふうに御理解いただければと思っております。

○ 川上委員

ですから、そういういいかげんな言葉を議会に対して使うべきやないということをちょっと厳しく指摘しておきます。

ところで、このグループいつ発足したんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

時間的には資料の21ページでございます交渉状況の中で9月6日に飯塚病院の方々とお話しした中で、最終的にはこういった形でグループ化して市の方のそういったところの交渉にお応えしたいということで、この時点で、資料的にも飯塚病院グループということでこちらの方にそういったところの提供がっております。

○ 川上委員

だったら、あなた方、9月6日以降あなた方の机の上にこれがあったんでしょ、いつ発足したかわからないんですね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

私が前の特別委員会で飯塚病院グループということでお話した分については、先ほど飯塚病院と9月6日にお話ししたときに、資料としてそういった形で3つの飯塚病院が中心となって博愛会、柏芳会との一つのグループ化をして、いろんな市の方の条件等のあれを、お話しを詰めていきたいと。その中で飯塚病院という、病院グループという名称が向こうの方でつけておられましたので、私はそのまま特別委員会でそういった言葉を発しております。

それで、そういったこの今、本日資料をつけておりますこれらも前にあったのかということですが、これはその今までの経緯をよりわかりやすいように図式化したものでございます。

○ 川上委員

重ねて言いますが、今後議会に対してそういう適当な言葉で、ここは、ここここは飯塚病院グループですというような報告はやめてもらいたい。

ところで、この資料はだれがいつ何のためにつくったんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

10月5日の先ほどの特別委員会におきまして、飯塚病院はどのようなグループなのかという資料の資料要求がございましたので、私の方もちょっと今までのお話しの中で、イメージ的にはどういうグループかなということがありましたので、飯塚病院の方の方に来ていただきまして、お互いに明確にそういったこの図式を作成いただきたいということで要望して、飯塚病院から資料を提供していただいております。

○ 川上委員

ここに右の一番上に英語が書いてあるでしょ、小さく。これは何という意味ですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

申しわけありません。ちょっと知識不足で申しわけありません。わかりません。

○ 川上委員

これは日本語でいうと極秘と書いてあるんです。極秘でわかるでしょ。そういう資料が資料だからあなた方をこれを議会に出さなかったんじゃないですか、重ねて問います。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

こちらで極秘とか、そういったところのお話でこういったところの資料をつくったわけがありません。ただ、向こうの方で作成する中で社内的にの何かそういったところのこういったパソコンの中でこういった資料をつくられた中に、それをまたコピーしてつくられたかと思えます。そういう極秘とかそういうところで出せるような資料ということでは認識しておりません。

○ 川上委員

そこでちょっと重ねて聞きましょうね。その医療法人博愛会、社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会、これは麻生グループの一員ではありませんか、お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そのとおりでございます。

○ 川上委員

そのとおりというのは肯定したんですね。それでこの2つの医療法人、社会福祉法人、どういう位置にあり、グループ全体の中でどういう役割を持たされているか、それぞれについて正確な説明を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

私の方も資料的にはインターネット上での資料しか持ち合わせておりませんので、その中で

おきましては、株式会社の麻生グループの中の経営委員会というのがございまして、その中に戦略ユニットというのがございます。その中にはメディカルユニット、これは病院、医療関係だと思いますが、そういったところのユニットとかプロフェッショナルユニット、ファシリティユニットというのがございます。それでいろいろ、メディカルユニットの中に先ほどからお尋ねになっております1つは、飯塚病院が入っております。また、今回グループ化されております医療法人博愛会、それが入っております。あとはプロフェッショナルユニットといたしましては、社会福祉法人柏芳会がこのユニットの中に入っております。詳細についてはちょっとわかっておりませんが、大体そういったところの状況でございます。

○ 川上委員

そのとおりです。れっきとした麻生グループの一員で、しかも戦略的なポジションできっちり位置づけられておるところです。それで、医療法人博愛会のメディカルユニット、それから社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会のプロフェッショナルユニットというのは、もう一つファシリティユニットというと言われる部門と3つ合わせて戦略ユニットと呼ばれて、株式会社麻生取締役会のもとにあるグループ経営委員会に直属している、このグループ経営委員会の構成、役割、知っていますね。お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

グループ経営委員会の中身については承知しております。

○ 川上委員

質問が悪かったですね。構成と役割、内容をお尋ねします。（発言する者あり）

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

申しわけありません。ちょっとわかりません。

○ 川上委員

あなた方が、その市の財産、市民の財産を無償で譲り渡そうとしてる相手のことですよ。それに感心持ちませんか、持つでしょう。麻生グループのホームページにはこう書いてあるんです。的確かつスピーディーに事業展開を進め、収益力と成長力を高めるためにグループの最高意思決定機関となるグループ経営委員会を新たに設置し、麻生社長を含む7人の役員がメンバー、さらにグループ経営委員会のもっとスピードある戦略的、複眼的経営を通じ、選択と周知を進め収益力の増強、財務体質の改善、活力の向上に取り組み、グループのミッションである、使命ですね、社会システム変革への貢献を実現し、この変革期に実績を残す価値ある企業グループとして成長を続けます。ここ指揮命令するところがグループ経営委員会であり、その総責任者が麻生泰氏です。違いますか。（発言するものあり）

○ 委員長

議事進行ですか。

○ 坂平聖治委員

そりゃ企業はどこでもありますよ、そのくらいのことは。当たり前なことじゃないですか。当然のことです、そんなことは、私に言わせるなら。そういうことあなたいろいろ言ったら切りがあるもんか。当たり前のことじゃない。委員長、あのね、どこの会社でもそのくらいのことは当たり前の話じゃ、そうな従業員いっぱい雇っとるから、給料払わないかんから、当たり前のことたい。

○ 委員長

それで委員長に整理をしろということですね。

○ 坂平聖治委員

当たり前のことです。何も審議する必要ない。

○ 委員長

暫時休憩をいたします。

休憩 15:05

再開 15:06

○ 委員長

委員会を再開をいたします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

穎田病院につきましては建物が老朽化していることがありまして、医療機器も含めて無償譲渡となっております。土地につきましては無償貸与ということとなっております。

○ 川上委員

建物についてはタダでやり、土地についてはタダで貸すということですね。それで私が質問する番かな。

○ 委員長

違うよね、違うよね。それでおれが暫時休憩かけたのよ。ね、もう大概、暫時休憩いたします。

休憩 15:07

再開 15:10

○ 委員長

次回に保留ということで御了解いただきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

○ 小幡委員

時間も来てますので端的にお聞きします。労災病院の地域医療、この協会の方に管理者制度で委託しますよね、導入しますよね。それを指定管理における市の条件を別個協会の方に提出されて、8月以降審議されておりますが、この条件はまだあるんでしょうけれども、どういった指定管理の条件でお話しされてるかを聞きます。本委員会に提出できますでしょうか。一応資料請求しよるんですけどもよろしく願いいたします。

○ 委員長

前回出しちようはず、それをもう1回きちんと答えて。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

労災病院につきましては、前回10月5日の中で労災病院の管理運営をいたします地域医療振興会との基本的な条件についてを上げさせていただいております。資料で上げさせていただいております。

○ 小幡委員

委員会に出されてるあれでしょ、20年4月1日から約30年間とか、病院運営維持管理費、修繕費、建てかえ費、医療機器購入費、損害賠償保険等の病院関係一切の費用が社団法人地域医療振興協会が負担し、飯塚市は財政負担は一切しないと、この分でしょ。これのほかに何もありませんか。これだけで今交渉されてるんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在は今ここに上げておりますところで、ある程度基本的な状況は整っております。しかし、いろいろまだ協定に至る前に条件整備しなければいけないところありますので、今後引き続きそういったところの御意見があれば、そういったところの協定を結ぶ前の交渉においてこちらからも要望をしていきたいと考えております。

○ 小幡委員

ということは、資料がないということは、これに関して、この提出されてる資料に関して質疑を今からしていくということのスタイルでよろしんですね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

はい、よろしいです。

○ 委員長

お諮りをいたします。「病院・老人ホーム対策について」は、継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本件については継続審査とすることに決定をいたしました。これをもちまして病院・老人ホーム対策特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。